

# BWR炉内構造物点検評価ガイドライン

[一般点検]

(第3版)

平成29年3月

一般社団法人 原子力安全推進協会

炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会

## はじめに

我が国の原子力発電所では、安全・安定運転を確保するため、炉内構造物等の健全性を確認あるいは保証することが、重要な課題となっています。本ガイドラインは、このような重要性に鑑み、損傷発生の可能性のある構造物について、点検・評価・補修等に関する要領を提案するものです。

平成12年に（社）火力原子力発電技術協会に発足した「炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会」は、平成19年より日本原子力技術協会に継承され、さらに平成24年11月の日本原子力技術協会の改組に伴い、炉内構造物点検評価ガイドライン検討会は、原子力安全推進協会に発展的に継承され、活動を継続しています。また、検討会での審議を経て制定する「炉内構造物等点検評価ガイドライン」は、関係者の利便性向上を図るため、関連情報と併せ協会ホームページより公開しています。

本ガイドラインの策定にあたっては、常に最新知見を取り入れ、見直しを行っていくことを基本方針としています。この方針に則り、現行版の発行後も最新知見の調査および収集に努めることと致します。本ガイドラインが原子力産業界で活用され、原子力発電所の安全・安定運転の一助になることを期待しております。

最後に、本ガイドラインの制定にあたり、絶大なご助言を賜りました学識経験者、電力会社、メーカーの方々等、関係各位に深く感謝いたします。

平成29年3月

炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会  
委員長 野本敏治

# BWR炉内構造物点検評価ガイドライン

## 改訂履歴

ガイドライン名：一般点検

改訂年月	版	改訂内容	備考
平成14年3月	初版発行		
平成27年3月	第2版発行	ABWR 機器構造図の追加。ほか見直し	
平成29年3月	第3版発行	一般点検対象機器・部品の考え方、安全機能、対象機器・部品追加、表現等の見直し	

※ 改訂の詳細は参考資料2 参照

### ガイドラインの責任範囲

このガイドラインは、原子力安全推進協会に設置された炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会において、専門知識と関心を持つ委員と参加者による審議を経て制定されたものである。

原子力安全推進協会はガイドライン記載内容に対する説明責任を有するが、ガイドラインを使用することによって生じる問題に対して一切の責任を持たない。またガイドラインに従って行われた点検、評価、補修等の行為を承認・保証するものではない。

従って本ガイドラインの使用者は、本ガイドラインに関連した活動の結果発生する問題や第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任が使用者にあることを認識して、このガイドラインを使用する責任を持つ。

## 炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会 委員名簿

(平成 29 年 3 月現在, 順不同, 敬称略)

委員長	野本 敏治	東京大学名誉教授
副委員長	関村 直人	東京大学教授
委員	青木 孝行	東北大学特任教授
委員	安藤 博	元(財)発電設備技術検査協会
委員	辻川 茂男	東京大学名誉教授
委員	西本 和俊	大阪大学名誉教授
委員	橋爪 秀利	東北大学教授
委員	望月 正人	大阪大学教授
幹事	村井 荘太郎	東京電力ホールディングス (株)
幹事	中野 守人	関西電力 (株)
幹事	小林 広幸	日本原子力発電 (株)
委員	勝海 和彦	北海道電力 (株)
委員	菅原 岳志	東北電力 (株)
委員	庄司 卓	中部電力 (株)
委員	新屋 和彦	北陸電力 (株)
委員	桑田 賢一郎	中国電力 (株)
委員	石川 達也	四国電力 (株)
委員	大久保 康志	九州電力 (株)
委員	堂崎 浩二	日本原子力発電 (株)
委員	浦辺 守	日本原子力発電 (株)
委員	枘 明彦	電源開発 (株)
委員	増田 稔	日立GEニュークリア・エナジー (株)
委員	磯 敦夫	(株) 東芝
委員	和地 永嗣	三菱重工業 (株)
委員	太田 丈児	電力中央研究所
委員	杉江 保彰	原子力安全推進協会
事務局	関 弘明	原子力安全推進協会

# BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン

## [一般点検]

### 目 次

第1章 基本的な考え方 .....	1
第2章 点検対象 .....	2
2.1 対象機器・部品.....	2
2.2 対象範囲.....	2
2.3 機器・部品毎の具体的な点検対象範囲.....	5
2.3.1 シュラウドサポート.....	5
2.3.2 炉心シュラウド.....	6
2.3.3 上部格子板.....	7
2.3.4 炉心支持板.....	8
2.3.5 ICMハウジング .....	9
2.3.6 CRDハウジング及びCR案内管 .....	10
2.3.7 炉心スプレイ配管及びスパージャ.....	11
2.3.8 ジェットポンプ.....	12
2.3.9 LPCIカップリング .....	13
2.3.10 燃料支持金具.....	14
2.3.11 アクセスホールカバー.....	15
2.3.12 給水スパージャ .....	16
2.3.13 ほう酸水注入／差圧検出ライン.....	17
2.3.14 蒸気乾燥器.....	18
2.3.15 気水分離器.....	19
2.3.16 ガイドロッド.....	20
2.3.17 ヘッドスプレイノズル.....	21
2.3.18 監視試験片支持ブラケット，バスケットホルダ及びカプセルバスケット.....	22
2.3.19 高圧炉心注水系配管及びスパージャ .....	23
第3章 点検方法及び周期 .....	24
3.1 点検方法.....	24
3.2 点検開始時期.....	24
3.3 点検周期.....	24
第4章 評価 .....	24

## 解 説

(解説 1-1)	一般点検の考え方 .....	25
(解説 1-2)	本ガイドラインの適用にあたって .....	25
(解説 1-3)	安全機能 .....	25
(解説 2-1)	点検対象機器・部品 .....	34
(解説 2-2)	点検対象とする機器・部品の代表範囲 .....	35
(解説 2-3)	国内外の最新知見の反映 .....	35
(解説 3-1)	点検方法 .....	36
(解説 3-2)	点検開始時期及び点検周期 .....	36

## 参 考 資 料

参考資料 1	炉内構造物点検評価ガイドライン整備の経緯と現状 ならびにさらなる充実について.....	参 1-1
参考資料 2	改訂経緯 .....	参 2-1
参考資料 3	BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン[一般点検]の概要 .....	参 3-1
参考資料 4	引用文献 .....	参 4-1

第1章 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインは、沸騰水型原子炉(BWR: Boiling Water Reactor)の炉内構造物における一般点検の点検範囲、点検周期、点検方法等について規定したものである(解説 1-1~1-3)。
- (2) 一般点検は、安全機能を有する機器・部品であって、個別点検\*1で想定している経年劣化事象以外の要因による損傷やその兆候を検出するため、合理的な点検、評価を行うものである。また、安全機能を有しない機器・部品についても、発電所運転継続や設備保護上重要なものは、一般点検の対象とする(解説 1-1, 1-3)。一般点検・個別点検の対象機器・部品の選定フローを図 1-1 に示す。

\* 1 : 個別点検は、安全機能を有する機器・部品において、運転期間中損傷発生の可能性のある有意な経年劣化事象を検出し、構造健全性を維持するために、点検・評価(必要に応じて是正処置)を行うもの。

- (3) 一般点検の結果、安全機能の阻害あるいは安全機能低下の兆候が認められた場合は、一般点検の範囲拡大、間隔短縮、方法見直し、個別点検追加等を検討する。また、異常が認められない状況が継続する場合は、国内外プラントの点検実績、研究成果等の知見も加味した見直し検討を行う。

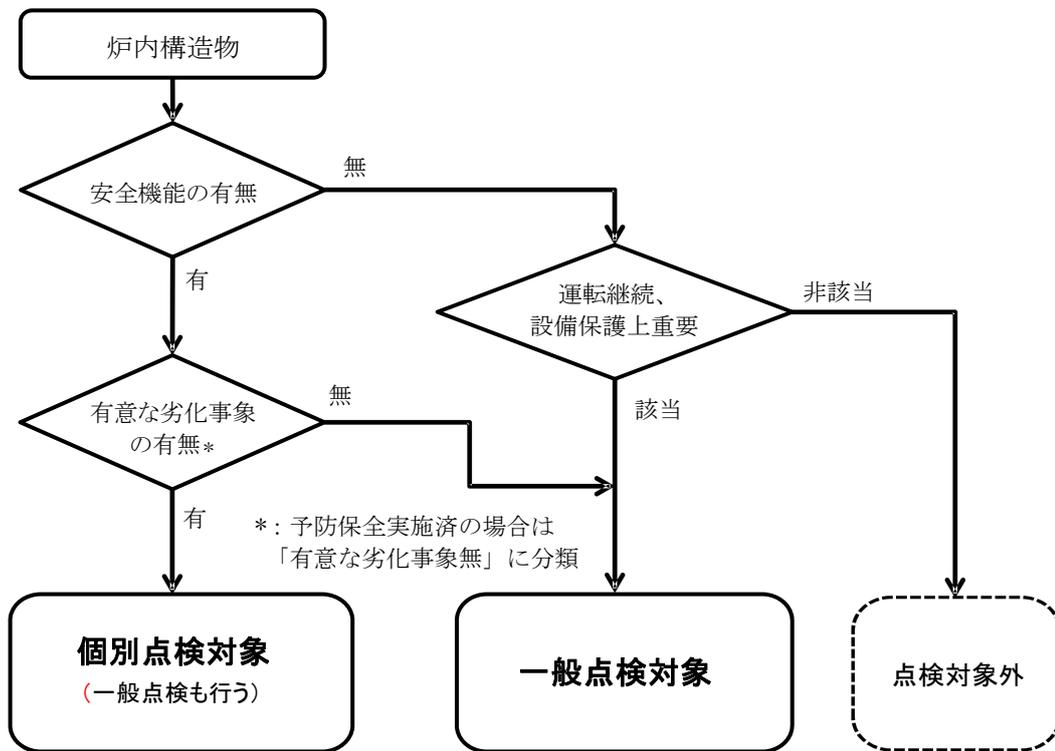


図 1-1 一般点検・個別点検対象機器・部品の選定フロー

## 第2章 点検対象

### 2.1 対象機器・部品

安全機能を有する機器・部品，及び発電所運転継続や設備保護上重要な機器・部品を対象とする。点検対象機器・部品を表 2.1-1，図 2.1-1 に示す（解説 2-1）。

### 2.2 対象範囲

対象範囲は対象機器・部品の代表となる範囲とし，形状・寸法及び使用条件が類似の機器・部品が複数ある場合，もしくは対称性がある場合には，代表となる接近可能な範囲を対象範囲とする。なお，対象範囲は運転期間中に変更せず，定点サンプリングとする。機器・部品毎の対象範囲を 2.3 節に示す（解説 2-2）。

表 2.1-1 一般点検対象機器・部品\*1

番号	機器・部品	点検範囲
1	シュラウドサポート	2.3.1 項
2	炉心シュラウド	2.3.2 項
3	上部格子板	2.3.3 項
4	炉心支持板	2.3.4 項
5	ICM ハウジング*2	2.3.5 項
6	CR 案内管	2.3.6 項
7	CRD ハウジング*2	2.3.6 項
8	炉心スプレイ配管及びスパーージャ	2.3.7 項
9	ジェットポンプ	2.3.8 項
10	LPCI カップリング	2.3.9 項
11	燃料支持金具	2.3.10 項
12	アクセスホールカバー	2.3.11 項
13	給水スパーージャ	2.3.12 項
14	ほう酸水注入/差圧検出ライン	2.3.13 項
15	蒸気乾燥器	2.3.14 項
16	気水分離器	2.3.15 項
17	ガイドロッド	2.3.16 項
18	ヘッドスプレイノズル	2.3.17 項
19	監視試験片支持ブラケット, バスケットホルダ 及びカプセルバスケット*2	2.3.18 項
20	高圧炉心注水系配管及びスパーージャ (ABWR)	2.3.19 項

\*1：本表の各機器・部品について、図 2.1-1 に具体的に図示する。

\*2：これらの機器・部品については炉内構造物ではないが本書にて一般点検の対象として記載する。

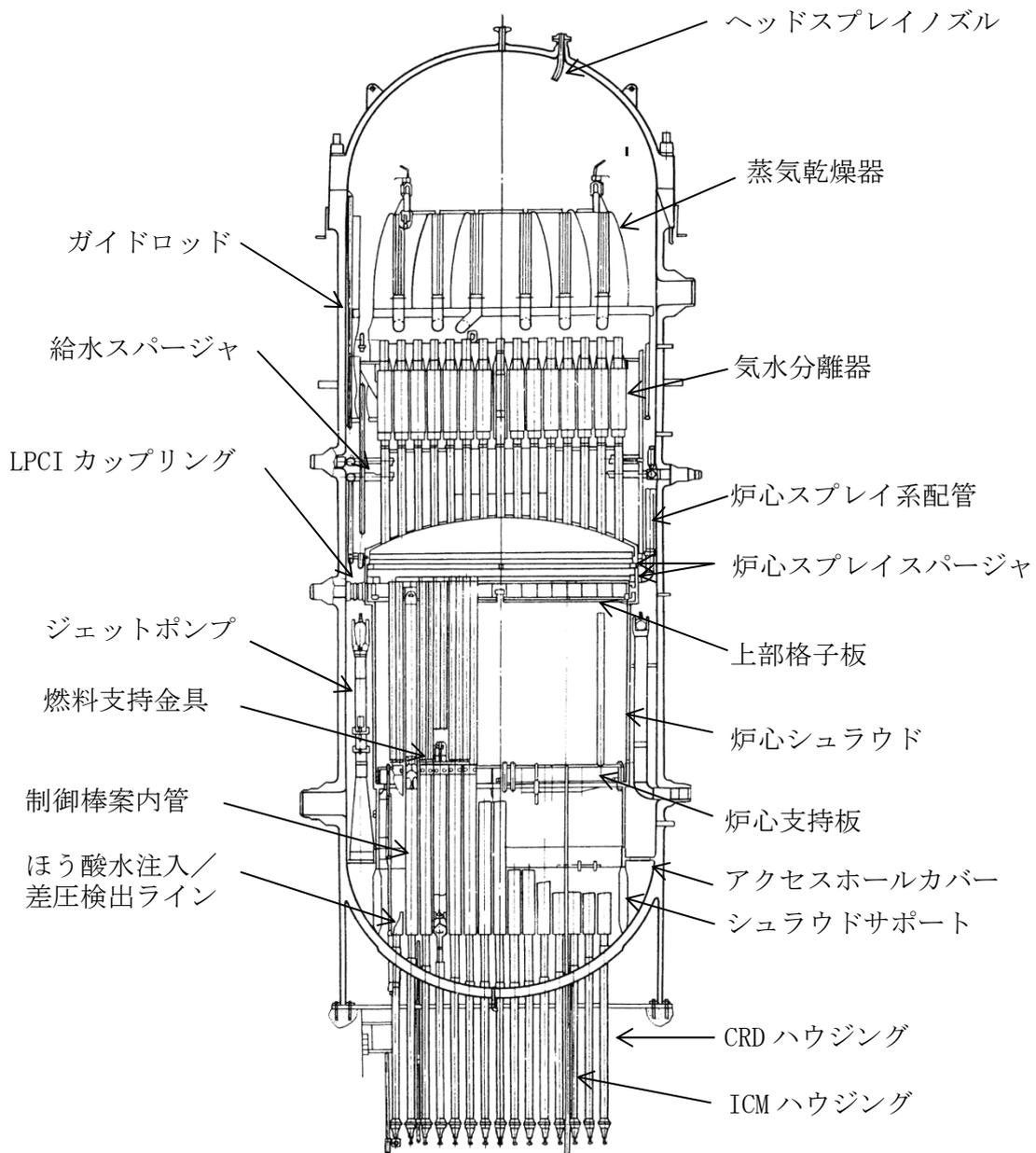


図 2.1-1 BWR 炉内構造物構造図

## 2.3 機器・部品毎の具体的な点検対象範囲

### 2.3.1 シュラウドサポート

シュラウドサポートの点検範囲を以下に示す。

① シュラウドサポートレグ

代表のシュラウドサポートレグ1本の内外面 (H10, 11 溶接部を含む)

② シュラウドサポートプレート及びシュラウドサポートシリンダ

点検対象としたシュラウドサポートレグ1本に対応する角度分のシュラウドサポートプレート及びシリンダの内外面 (H8, H9 溶接部を含む)

点検範囲を図 2.3.1-1 に示す。

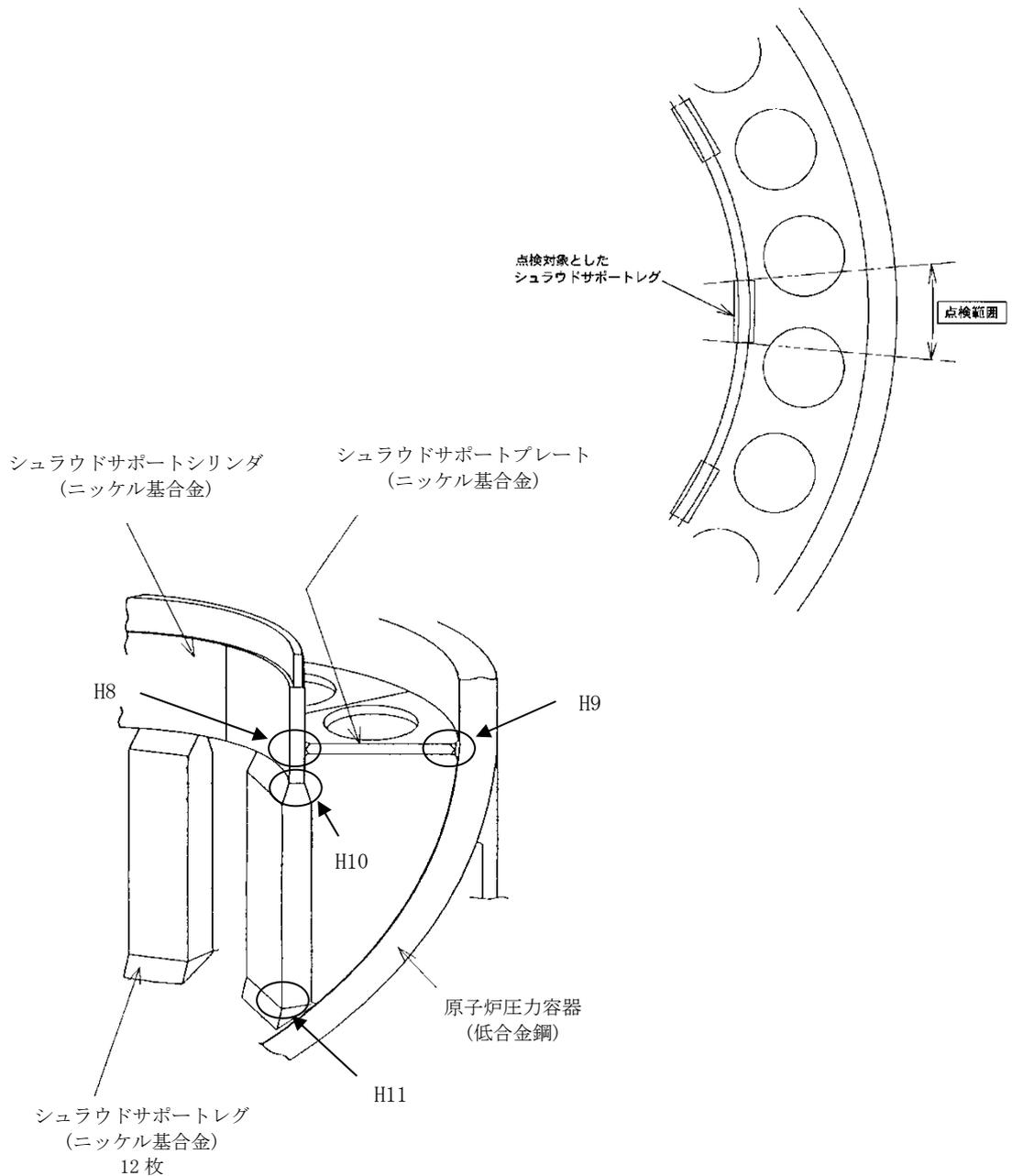


図 2.3.1-1 シュラウドサポートの点検範囲

### 2.3.2 炉心シュラウド

炉心シュラウドの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・高さ方向は、炉心シュラウド全長
- ・RPV周方向の角度範囲は、2.3.1項のシュラウドサポートの点検角度範囲
- ・炉心シュラウド内外面

点検範囲を図2.3.2-1に示す。

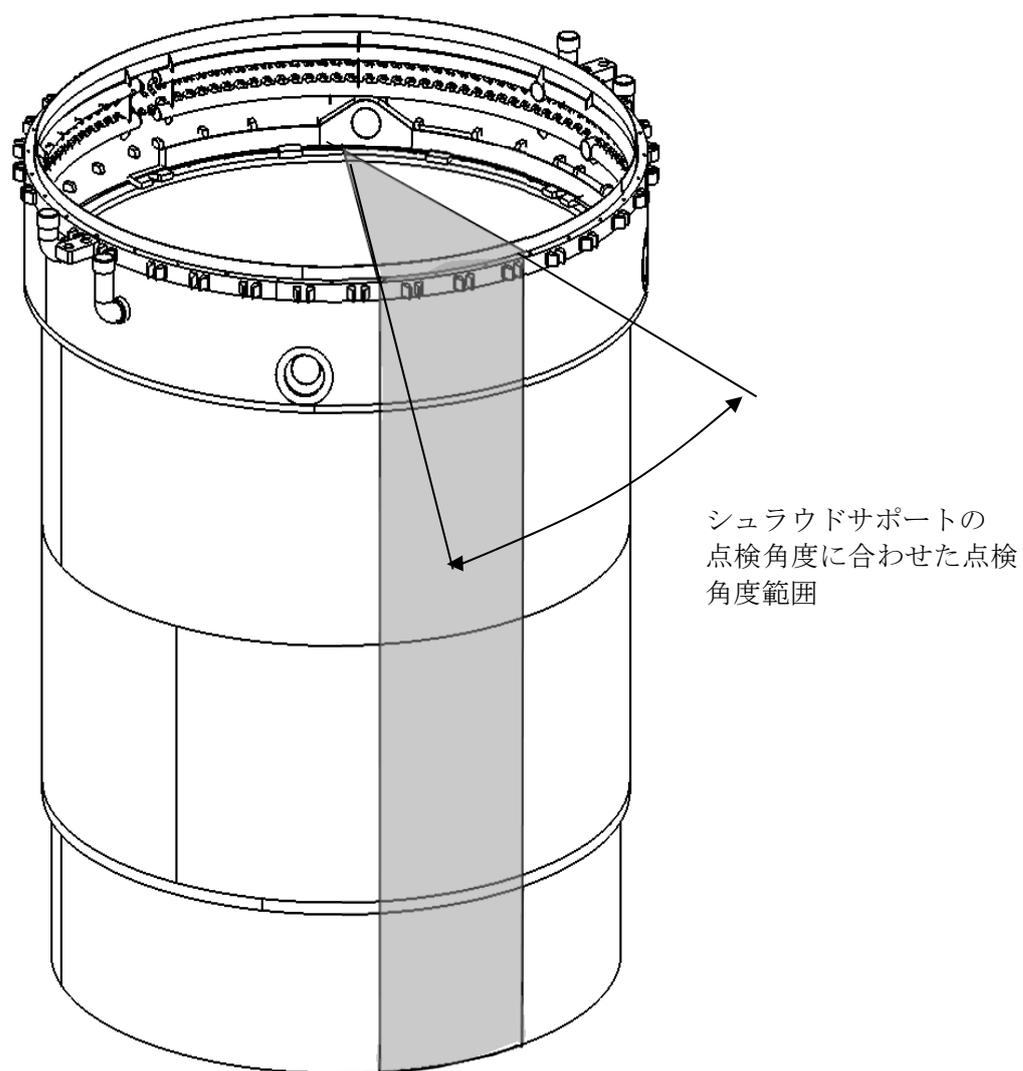


図 2.3.2-1 炉心シュラウドの点検範囲

### 2.3.3 上部格子板

上部格子板の点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・高さ方向は、全高
  - ・RPV 周方向の角度範囲は、2.3.1 項のシュラウドサポートの点検角度範囲
- 点検範囲を図 2.3.3-1 に示す。

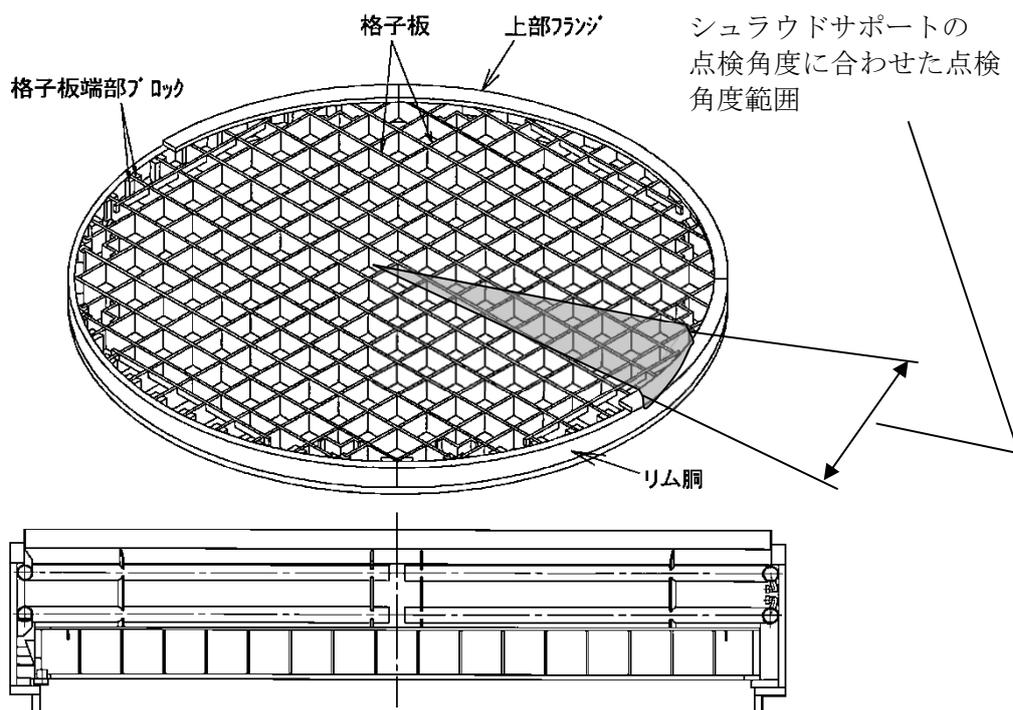


図 2.3.3-1 上部格子板の点検範囲

#### 2.3.4 炉心支持板

炉心支持板の点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・高さ方向は、全高
  - ・RPV周方向の角度範囲は、2.3.1項のシュラウドサポートの点検角度範囲
- 点検範囲を図2.3.4-1に示す。

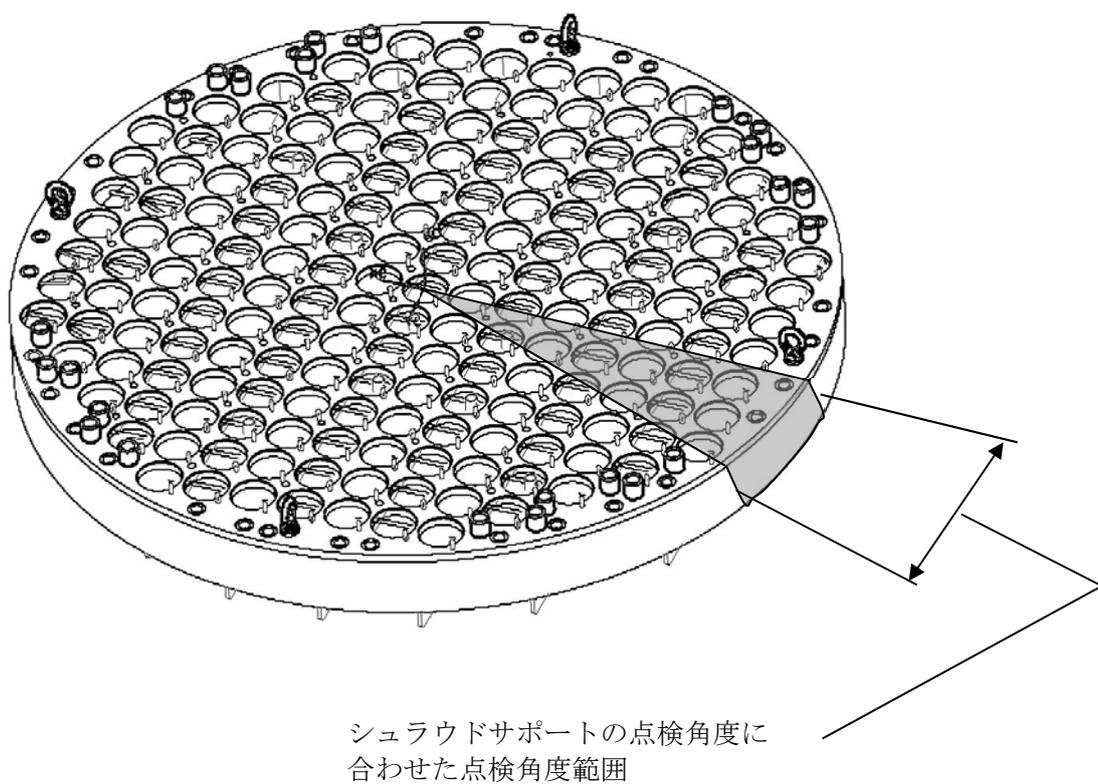


図 2.3.4-1 炉心支持板の点検範囲

### 2.3.5 ICMハウジング

ICMハウジングの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表の1体（ICMハウジング及びICM案内管）
- ・当該案内管に取り付くスタビライザバーを含む点検範囲を図2.3.5-1に示す。

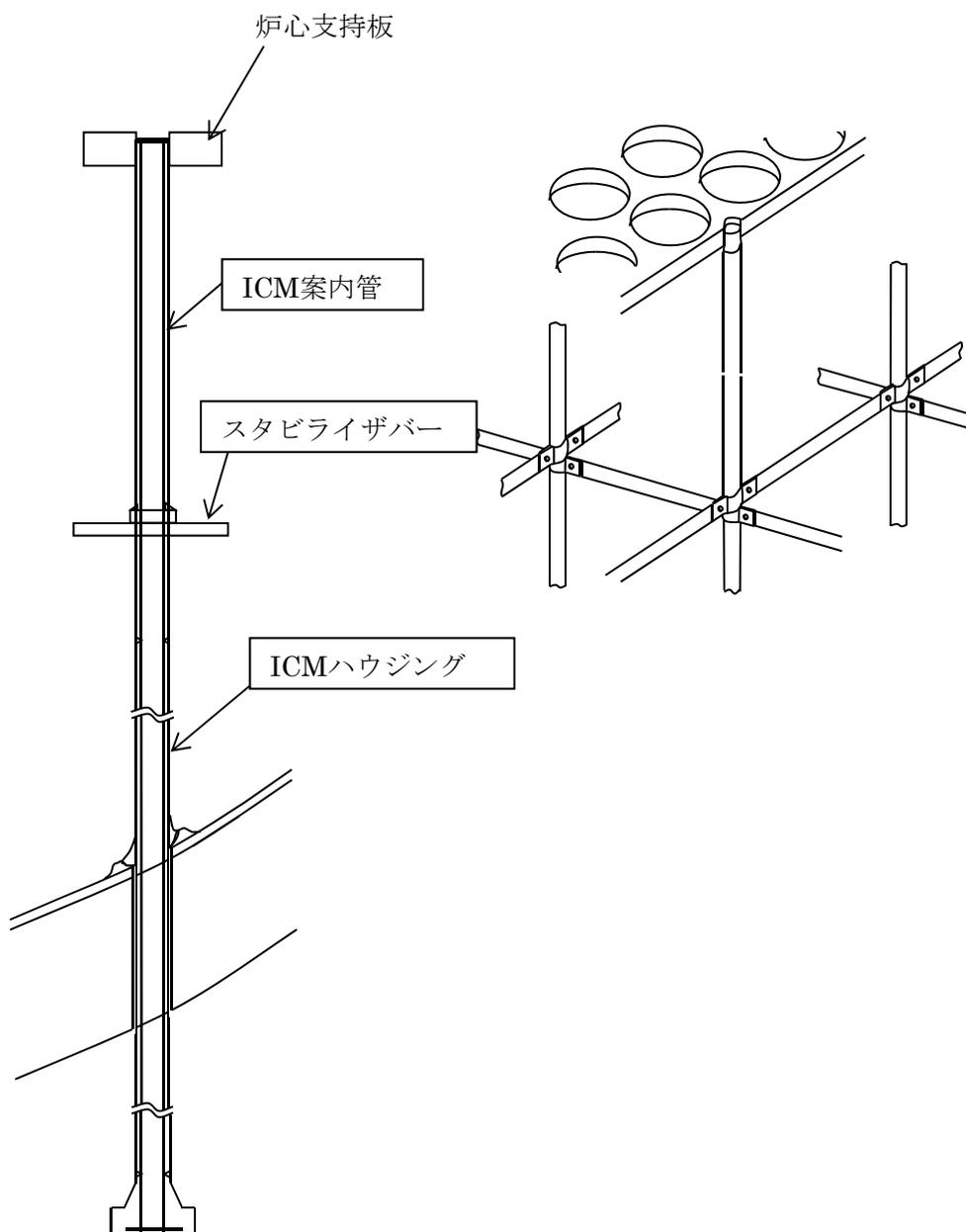


図 2.3.5-1 ICMハウジングの点検範囲

### 2.3.6 CRDハウジング及びCR案内管

CRDハウジングの点検範囲は、以下に示す範囲の外面とする。

- ・代表の1体（CRDハウジング及び制御棒案内管）

点検範囲を図2.3.6-1に示す。

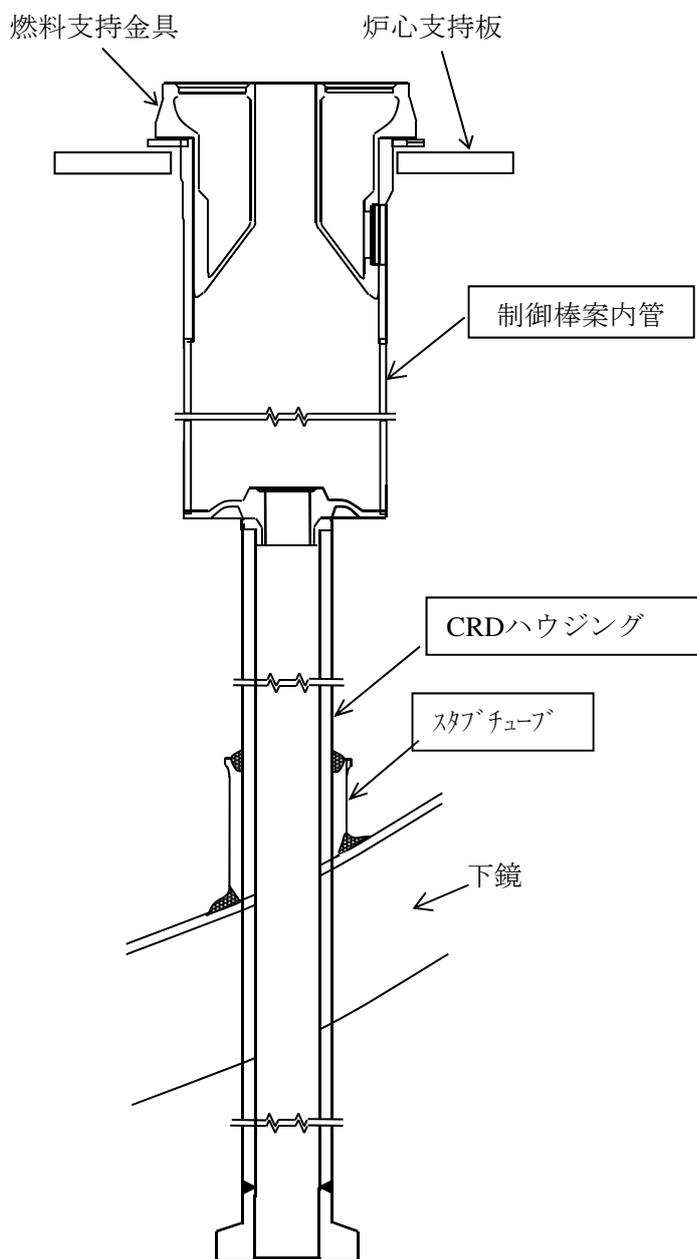


図 2.3.6-1 CRDハウジング及び案内管の点検範囲

### 2.3.7 炉心スプレイ配管及びスパージャ

炉心スプレイ配管及びスパージャの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

・代表の炉心スプレイスパージャ1体及びこれに接続する炉心スプレイ配管  
点検範囲を図2.3.7-1に示す。

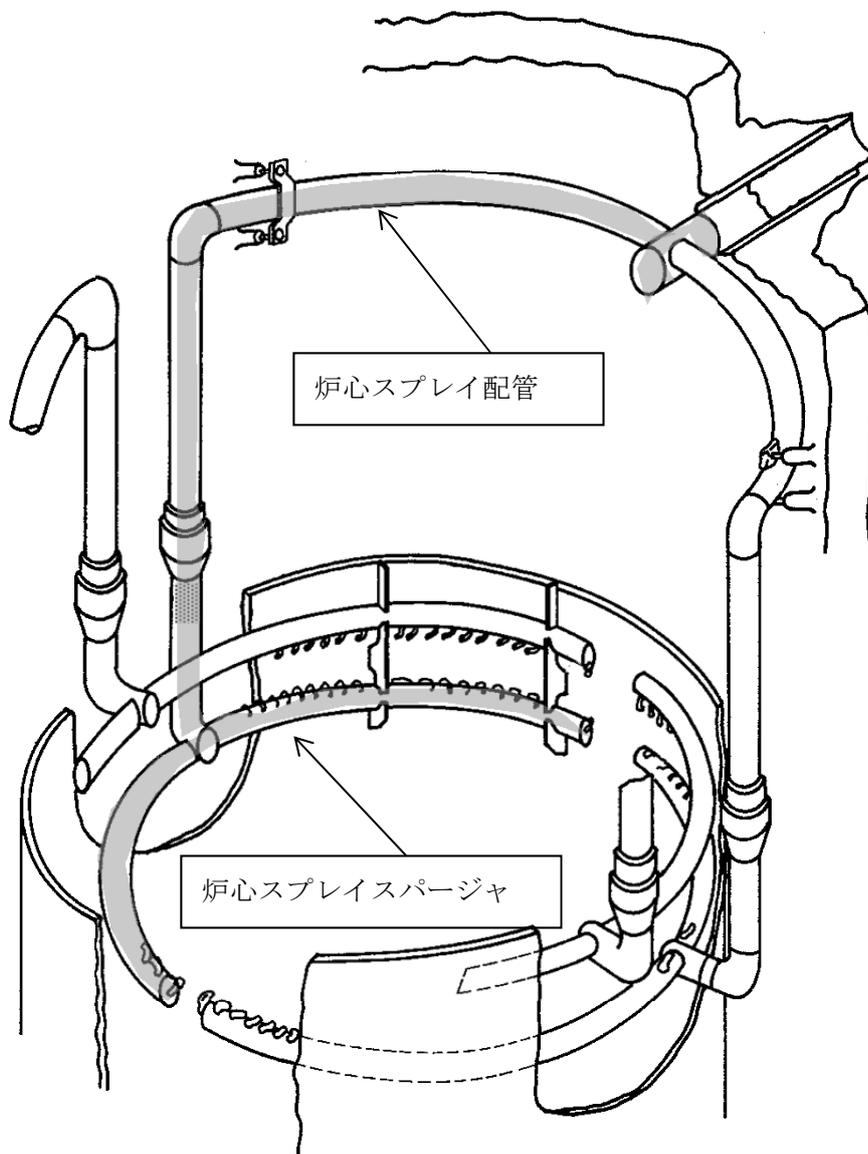


図 2.3.7-1 炉心スプレイ配管及びスパージャの点検範囲

### 2.3.8 ジェットポンプ

ジェットポンプの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

・代表の1組

点検範囲を図2.3.8-1に示す。

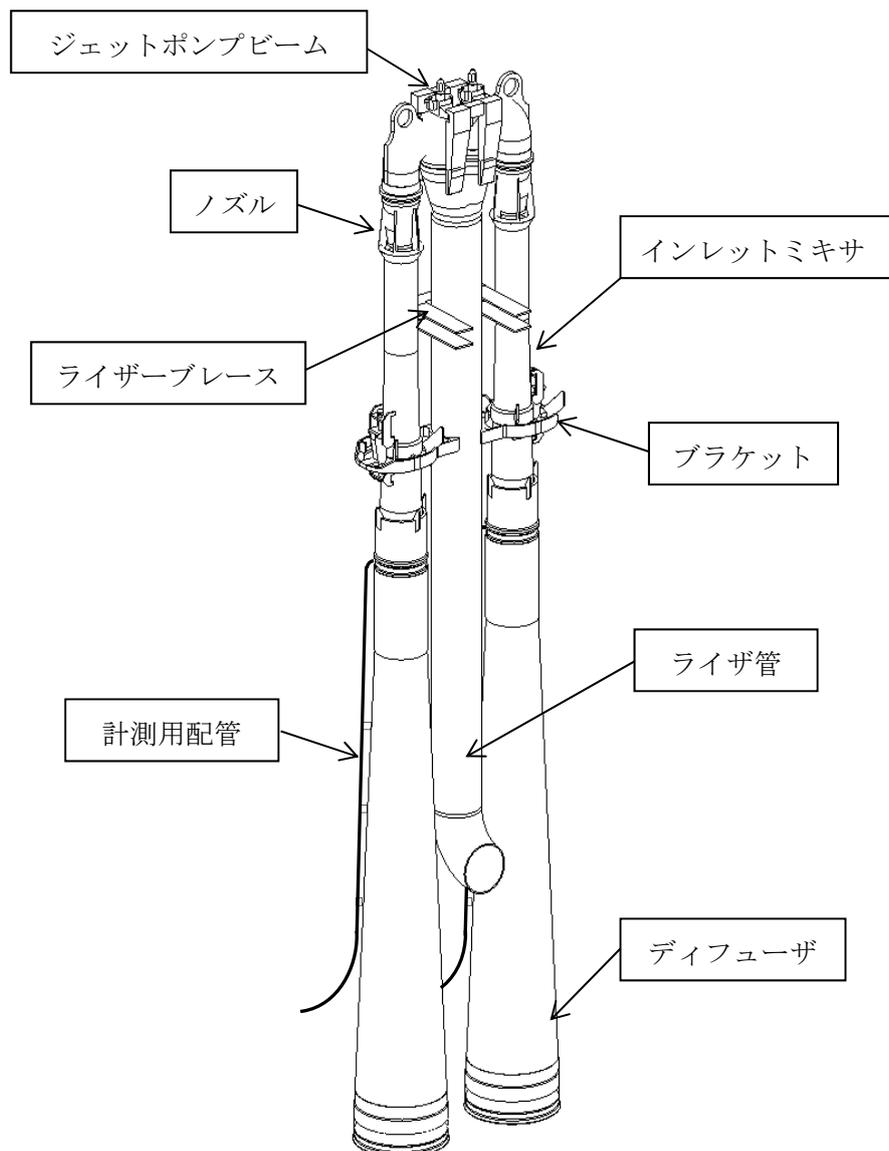


図 2.3.8-1 ジェットポンプの点検範囲

### 2.3.9 LPCI カップリング

LPCI カップリングの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表の1体

点検範囲を図 2.3.9-1 に示す。

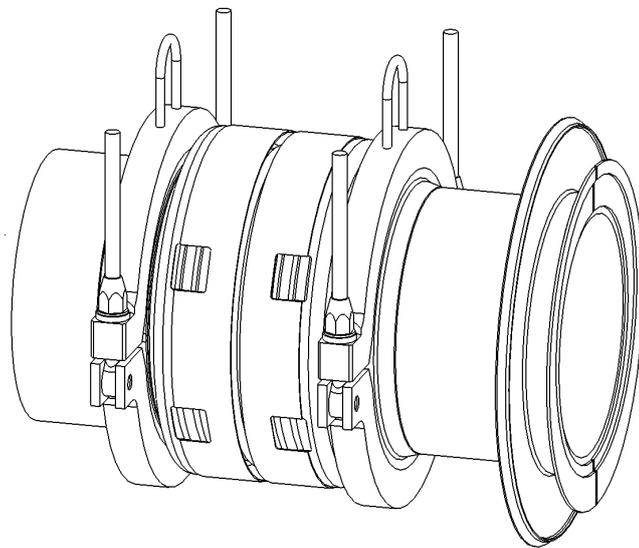


図 2.3.9-1 LPCI カップリングの点検範囲

### 2.3.10 燃料支持金具

燃料支持金具の点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表の中央燃料支持金具 1 体及び代表の周辺燃料支持金具 1 体  
点検範囲を図 2.3.10-1 に示す。

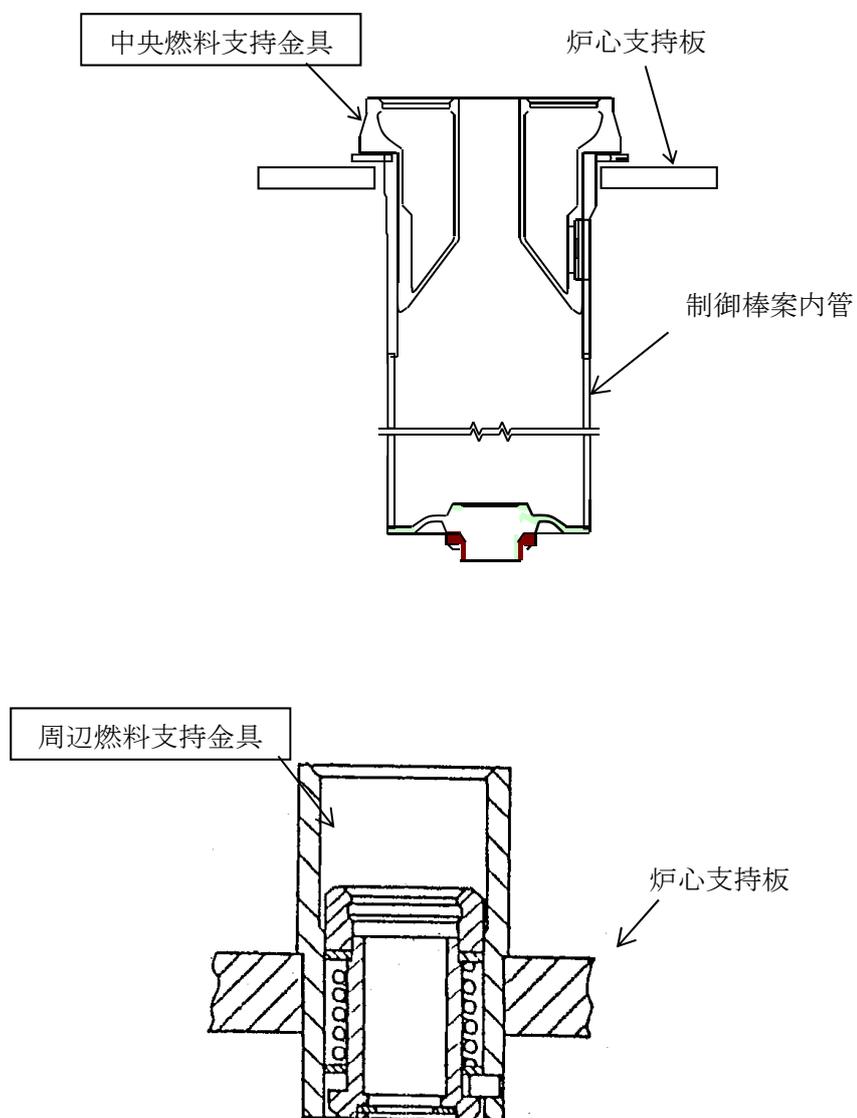


図 2.3.10-1 燃料支持金具の点検範囲

### 2.3.11 アクセスホールカバー

アクセスホールカバーの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表の1体
- ・ボルト締結タイプは、ボルトを含む。

点検範囲を図 2.3.11-1 に示す。

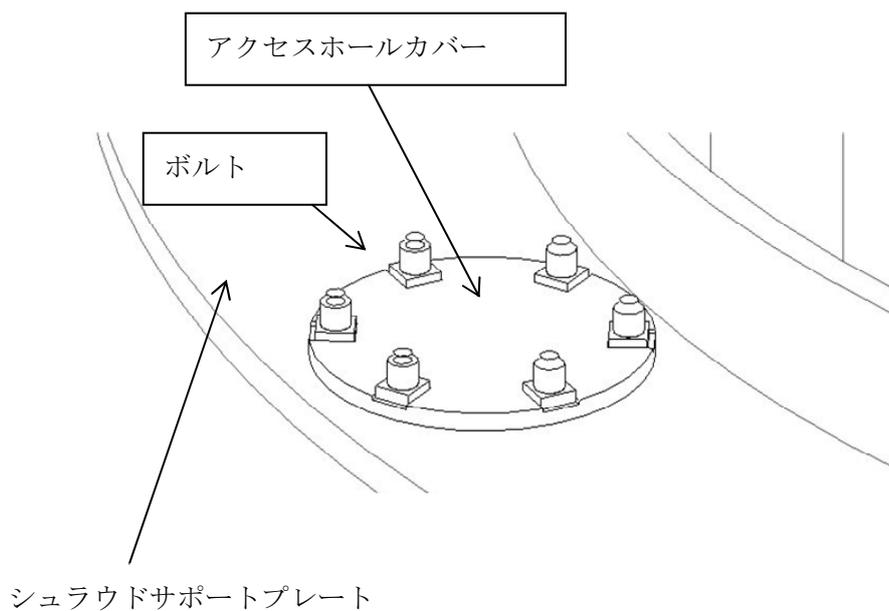


図 2.3.11-1 アクセスホールカバーの点検範囲

### 2.3.12 給水スパージャ

給水スパージャの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表のスパージャ 1 体
- ・エンドブラケット他の付属部品を含む

点検範囲を図 2.3.12-1 に示す。

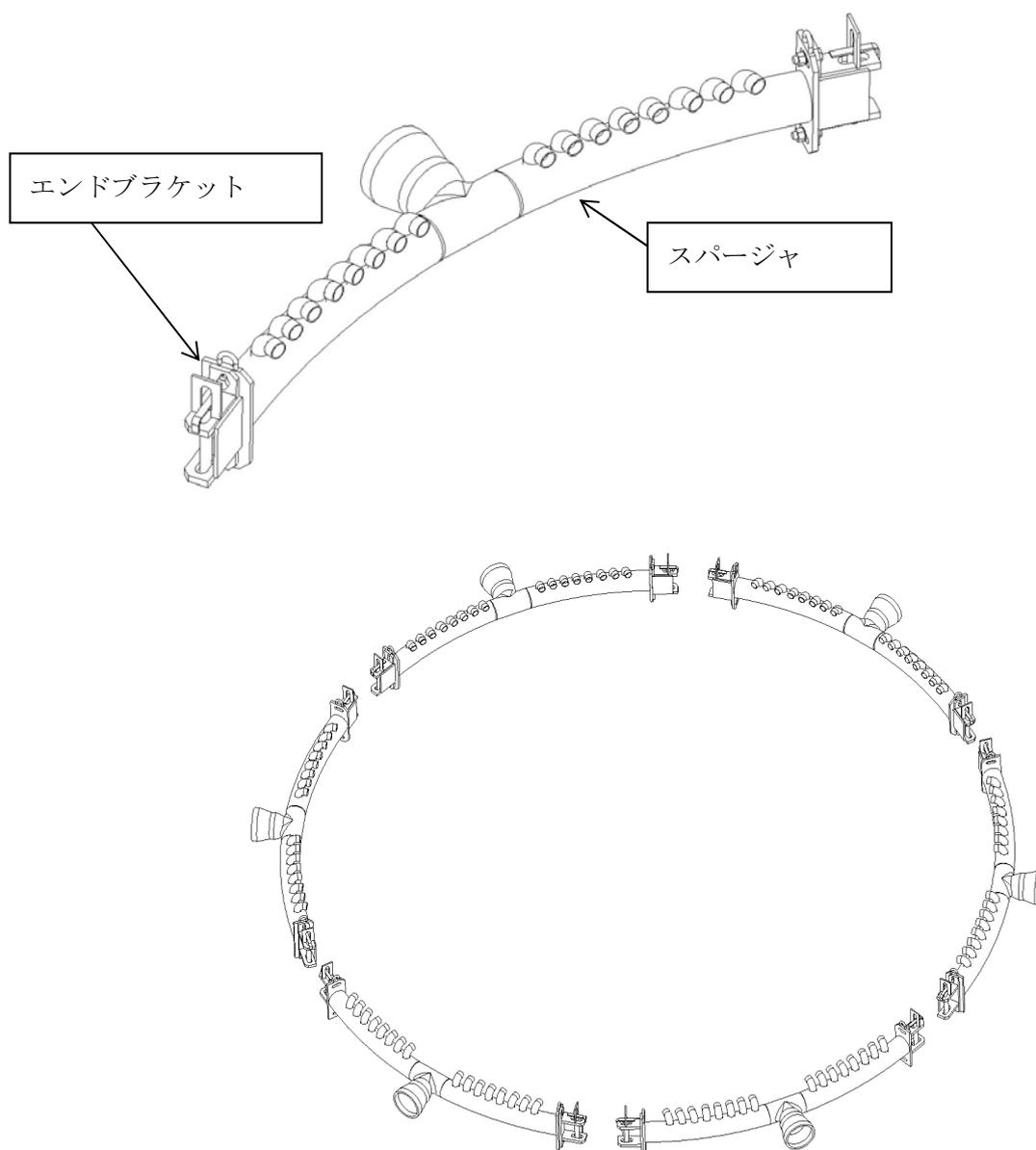


図 2.3.12-1 給水スパージャの点検範囲

### 2.3.13 ほう酸水注入／差圧検出ライン

ほう酸水注入／差圧検出ラインの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・炉内部分全範囲

点検範囲を図 2.3.13-1 に示す。

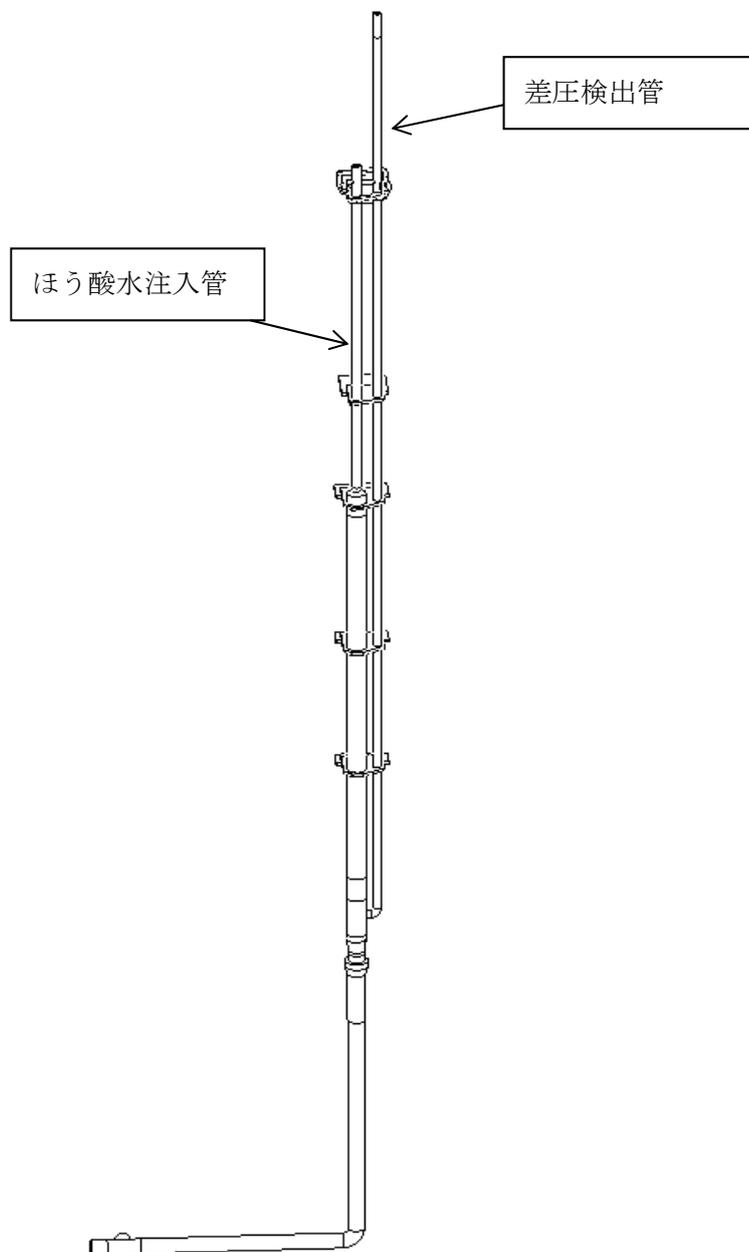


図 2.3.13-1 ほう酸水注入／差圧検出ラインの点検範囲

### 2.3.14 蒸気乾燥器

蒸気乾燥器の点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表 90° 領域

点検範囲を図 2.3.14-1 に示す。

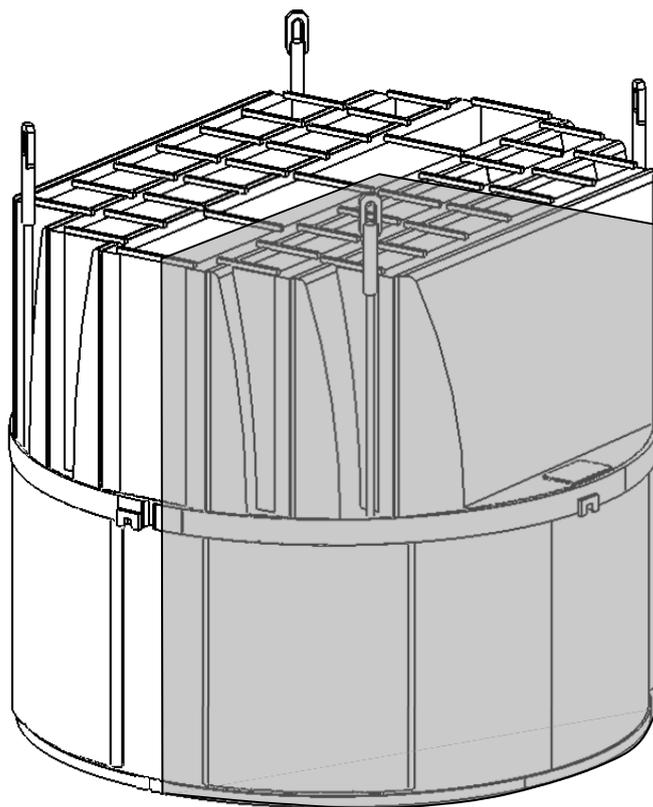


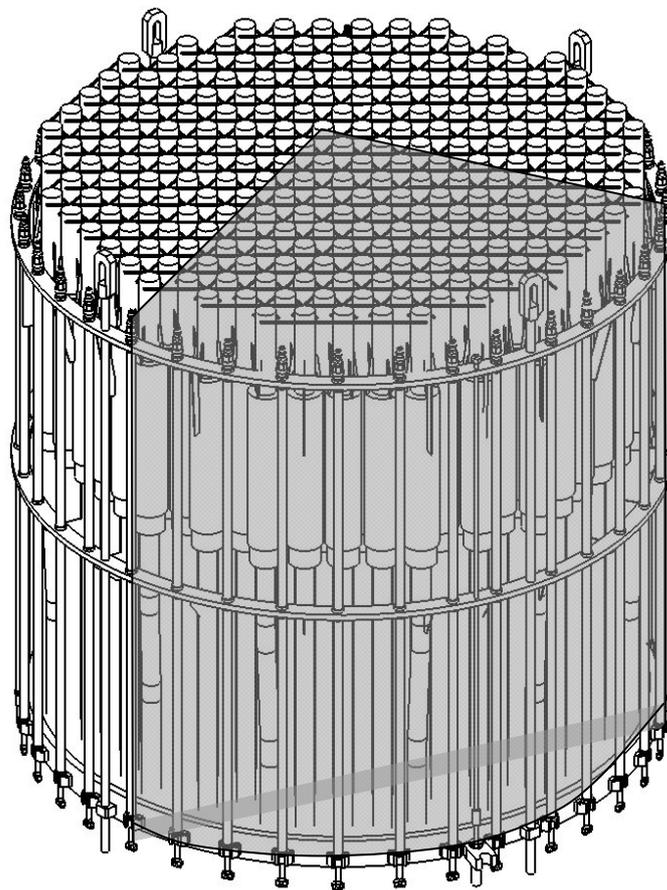
図 2.3.14-1 蒸気乾燥器の点検範囲

### 2.3.15 気水分離器

気水分離器の点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表 90° 領域

点検範囲を図 2.3.15-1 に示す。



2.3.15-1 気水分離器の点検範囲

### 2.3.16 ガイドロッド

ガイドロッドの点検範囲は、以下に示す範囲の外面とする。

- ・代表の一体

点検範囲を図 2.3.16-1 に示す。

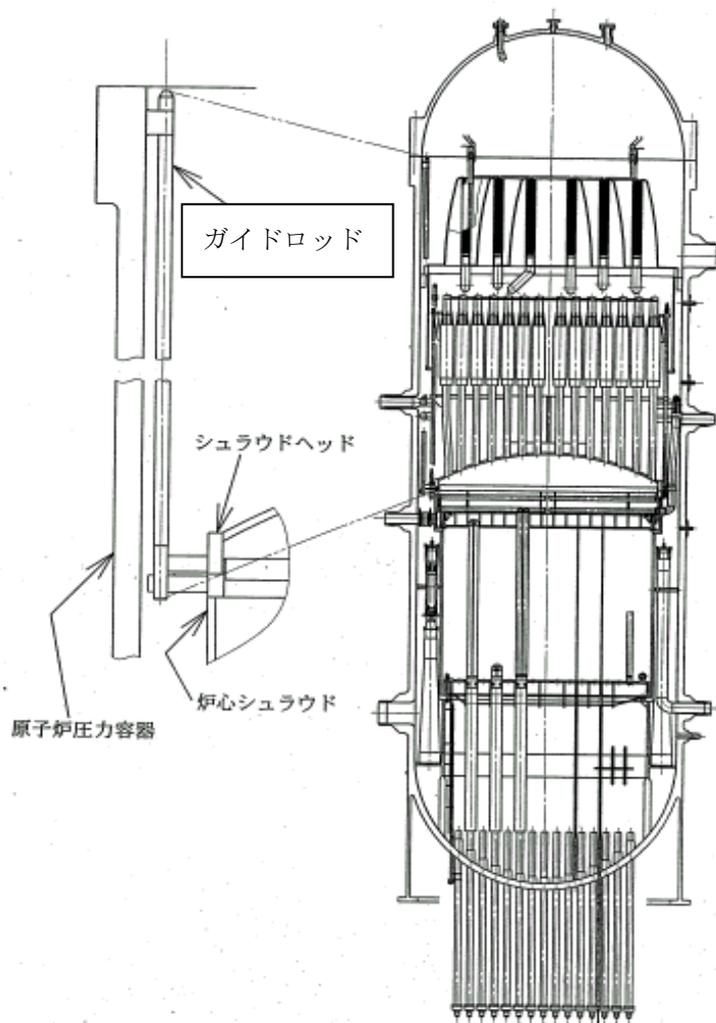


図 2.3.16-1 ガイドロッドの点検範囲

### 2.3.17 ヘッドスプレイノズル

ヘッドスプレイノズルの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・炉内部分の全範囲

点検範囲を図 2.3.17-1 に示す。

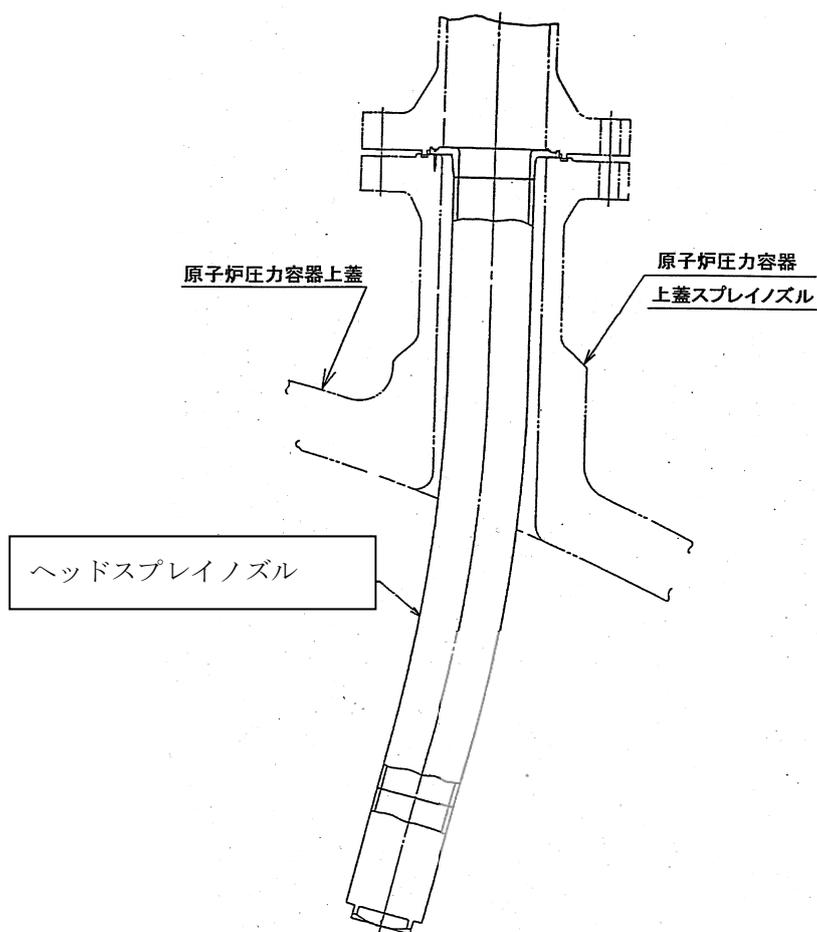


図 2.3.17-1 ヘッドスプレイノズルの点検範囲

2.3.18 監視試験片支持ブラケット，バスケットホルダ及びカプセルバスケット

監視試験片支持の点検範囲は，以下に示す範囲とする。

- ・代表の一体の接近可能な全範囲

点検範囲を図 2.3.18-1 に示す。

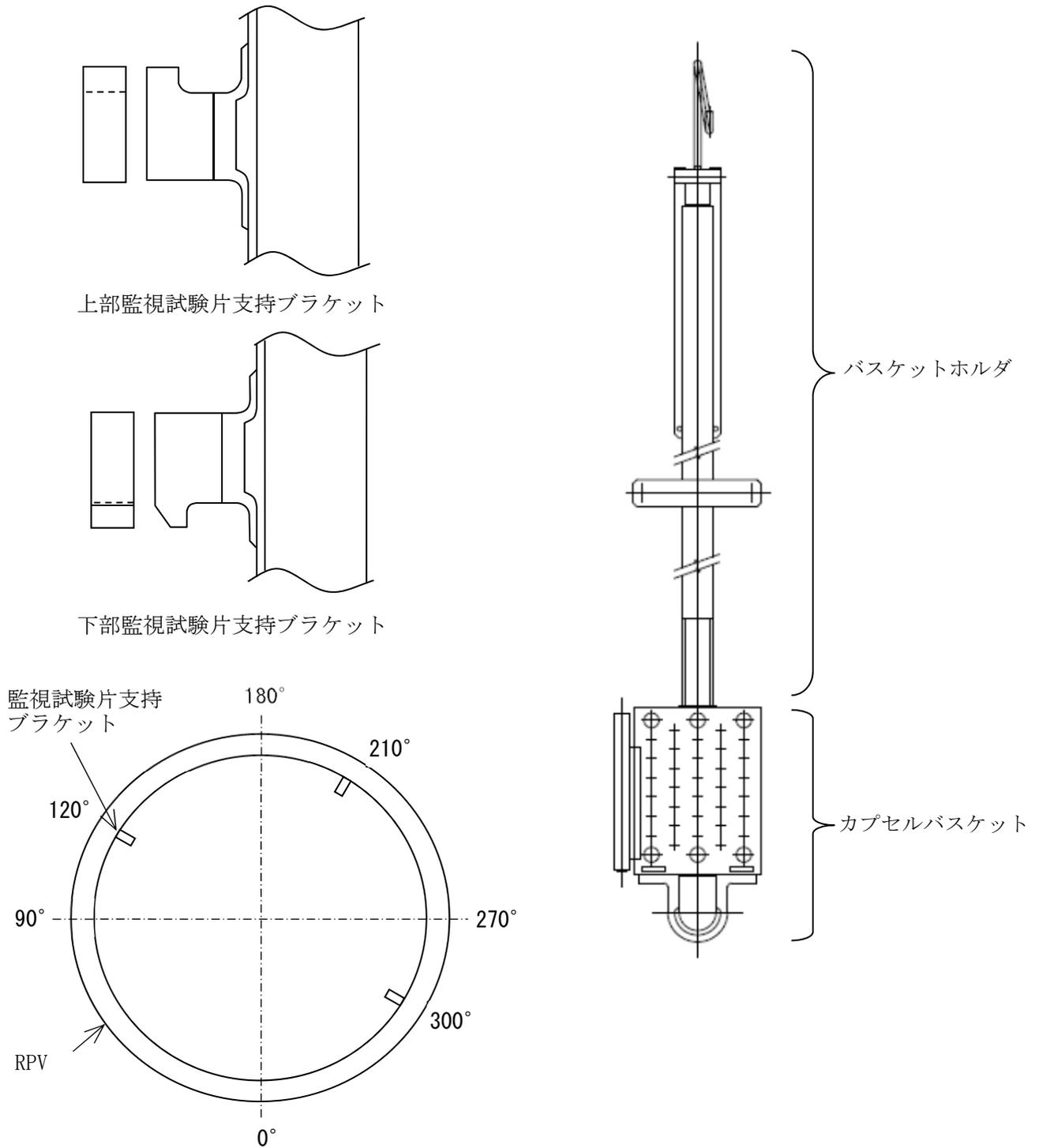


図 2.3.18-1 監視試験片支持ブラケット，バスケットホルダ及びカプセルバスケットの点検範囲

### 2.3.19 高圧炉心注水系配管及びスパージャ

高圧炉心注水系配管及びスパージャの点検範囲は、以下に示す範囲とする。

- ・代表の1系統分の高圧炉心注水系配管及びスパージャ  
点検範囲を図2.3.19-1に示す。

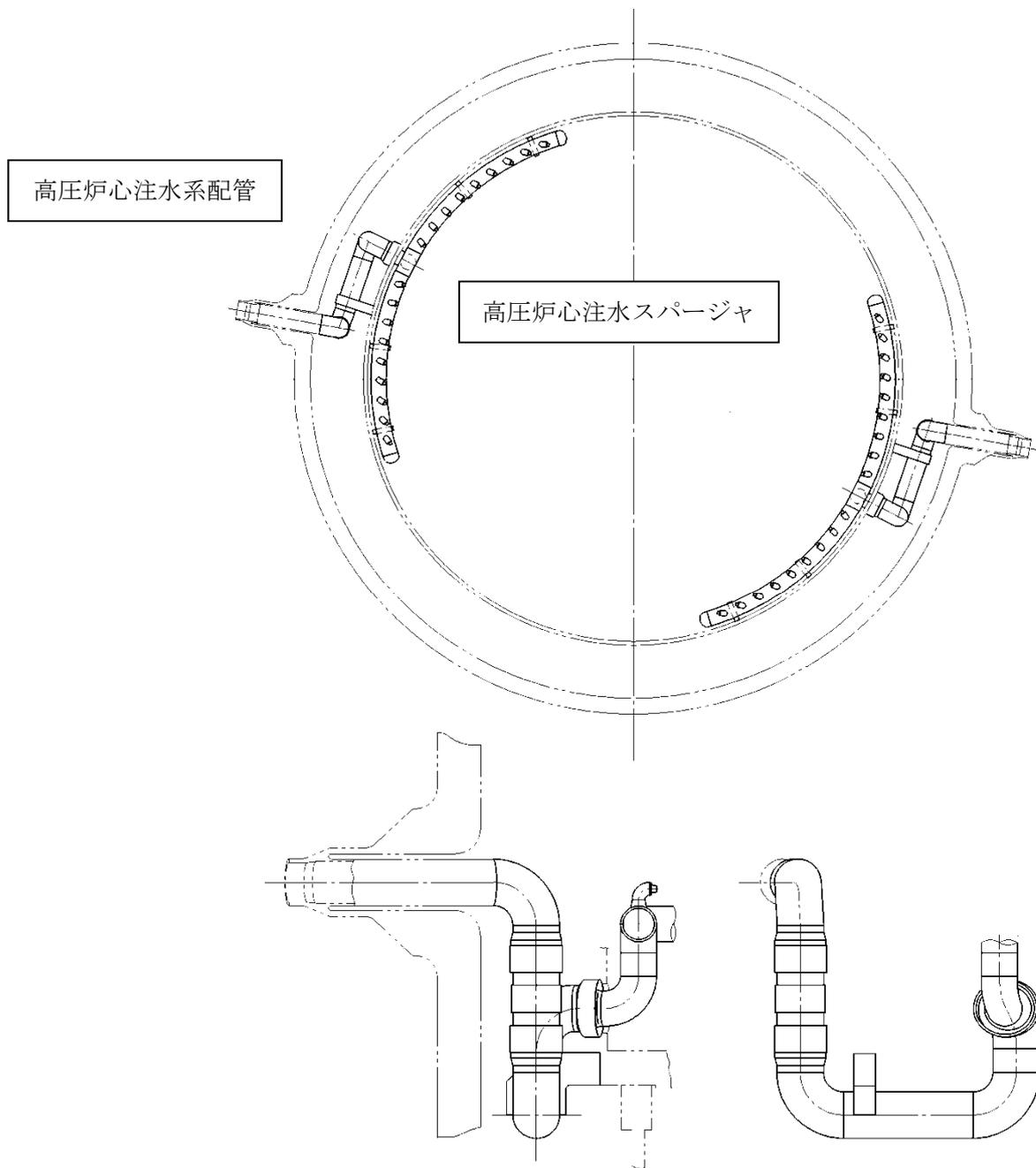


図 2.3.19-1 高圧炉心注水系配管及びスパージャの点検範囲

## 第3章 点検方法及び周期

### 3.1 点検方法

点検は目視試験（VT-3）で実施する（解説3-1）。

### 3.2 点検開始時期

一般点検は、原則として運転開始後暦年で10年以内の定検期間等にあわせて実施する（解説3-2）。

### 3.3 点検周期

初回点検後の点検周期は、原則として暦年で10年以内とする（解説3-2）。

## 第4章 評価

点検の結果は、下記により評価を行うこと。

- (1) 点検対象機器・部品に異常が発見されない場合、継続使用することができる。
- (2) 点検対象機器・部品に異常が発見された場合、異常の状況の詳細調査及び影響評価を行い、異常がその機器・部品に対して機能上の影響を与える可能性がないと判断された場合には、継続使用をすることができる。異常がその機器・部品に対して機能上の影響を与える可能性があると判断された場合には、該当機器・部品に対して補修・取替えを実施する。
- (3) 詳細調査及び検討評価で得られた新たな知見は、必要に応じて、既存ガイドラインの改訂又は新たなガイドラインの開発を行う。

### (解説 1-1) 一般点検の考え方

炉内構造物の点検・評価は、対象機器・部品のもつ安全機能と経年劣化事象発生可能性および、運転継続や設備保護の観点から、以下のように一般点検と個別点検に分類して実施する。

炉内点検評価ガイドラインは、基本的に安全機能を有する機器・部品を対象とする。

個別点検は、このうち既知の経年劣化事象の発生の可能性がある機器・部品に対して既往の国内外の運転実績からの損傷事例、研究開発での知見等に基づいて行うものであり、個別点検ガイドラインにはその経年劣化事象に関してその機器・部品の材料、使用環境等、並びに機器・部品の機能喪失の形態を考慮して、点検の範囲、方法、周期について評価する。評価の結果、必要に応じて結果を踏まえた、とるべき是正措置(点検頻度等の見直し、劣化事象の緩和処置等)を行う。

一方、一般点検は、安全機能を有する機器・部品であって個別点検で想定しているような劣化事象以外の要因による機器・部品の損傷を対象とし、さらに、安全機能がなくても運転継続や設備保護上重要な機器・部品についても対象とする(本文 図 1-1)。すなわち、一般点検は、安全機能の喪失防止のみならず運転継続・設備保護の観点から着目すべきさらなる経年劣化事象やその兆候を検出する観点での点検と位置付ける。

このように、一般点検は、既知の経年劣化事象以外の要因による損傷は要因の特定が困難であること、これまでに顕在化していないことを踏まえ、代表性等を考慮して点検範囲を定め、供用期間中検査の検査間隔に合わせて安全機能の阻害の有無が確認できるよう可能な範囲での目視検査を基本とした点検を実施する。点検の結果、対象となる機器・部品の安全機能への阻害あるいは安全機能の低下となる兆候が認められると評価された場合は、その状態に応じて一般点検の強化(点検範囲の拡大、点検間隔の短縮、点検方法詳細化等)あるいは、得られた知見から事象に対応した個別点検の追加を検討する。一方、点検の結果、異常が認められない(ことが継続する)場合は、点検範囲の縮小あるいは点検間隔の延長等、見直しを行う。

一般点検に関する考え方およびその活用について、参考資料 1 の「炉内構造物点検評価ガイドライン整備の経緯と現状ならびにさらなる充実について」に詳細を示す。

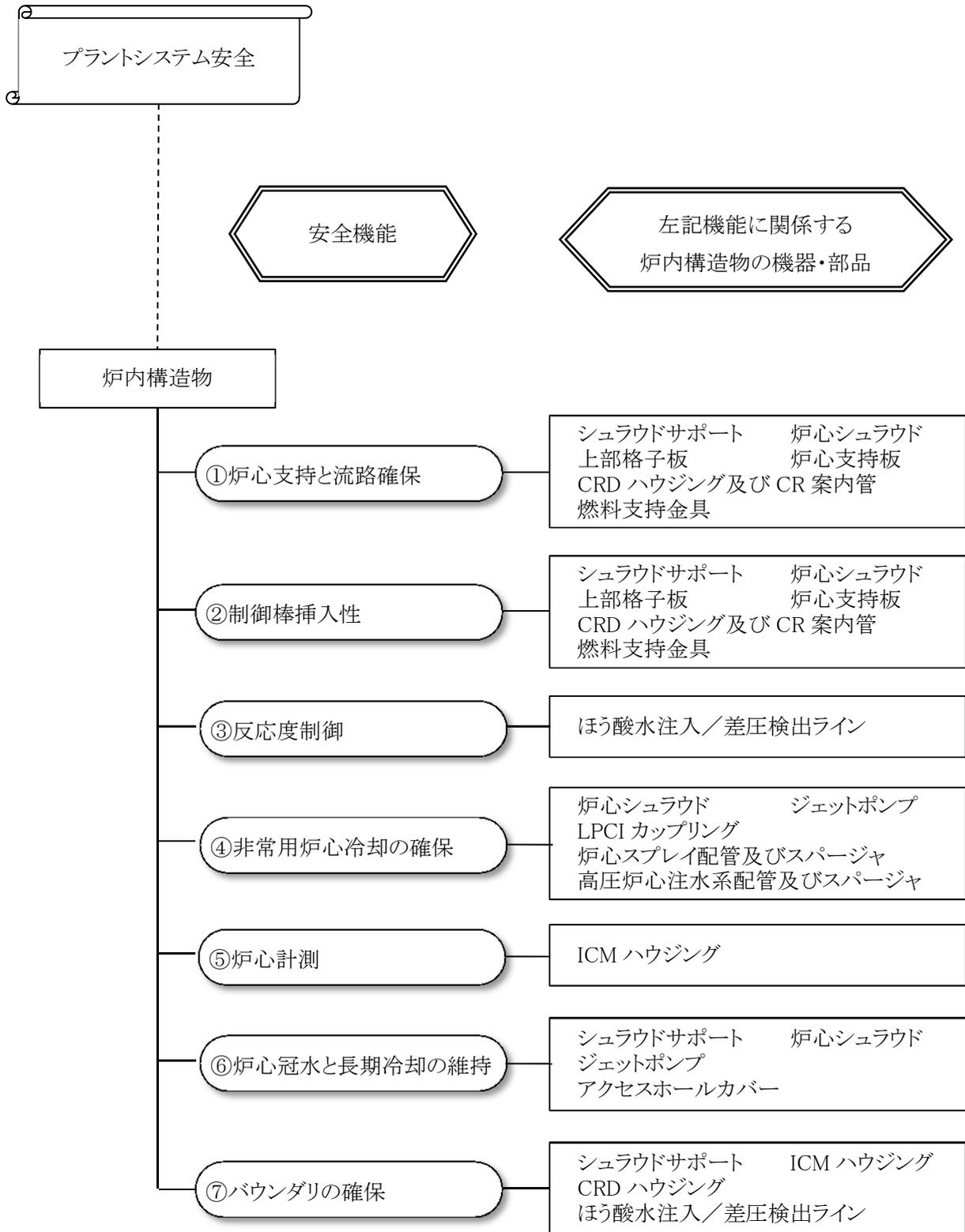
### (解説 1-2) 本ガイドラインの適用にあたって

本ガイドラインで適用する点検及び評価は、日本電気協会の「原子力安全のためのマネジメント規程(JEAC4111)」及び「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209)」に基づき実施されることを前提としている。

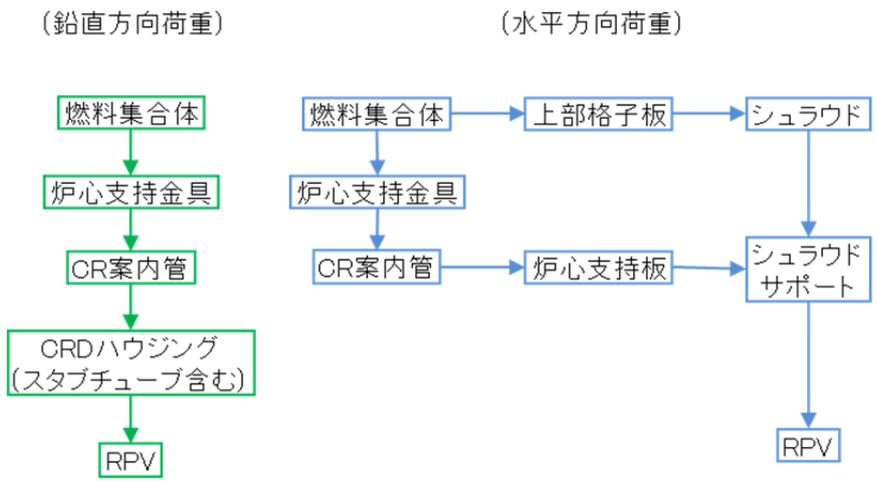
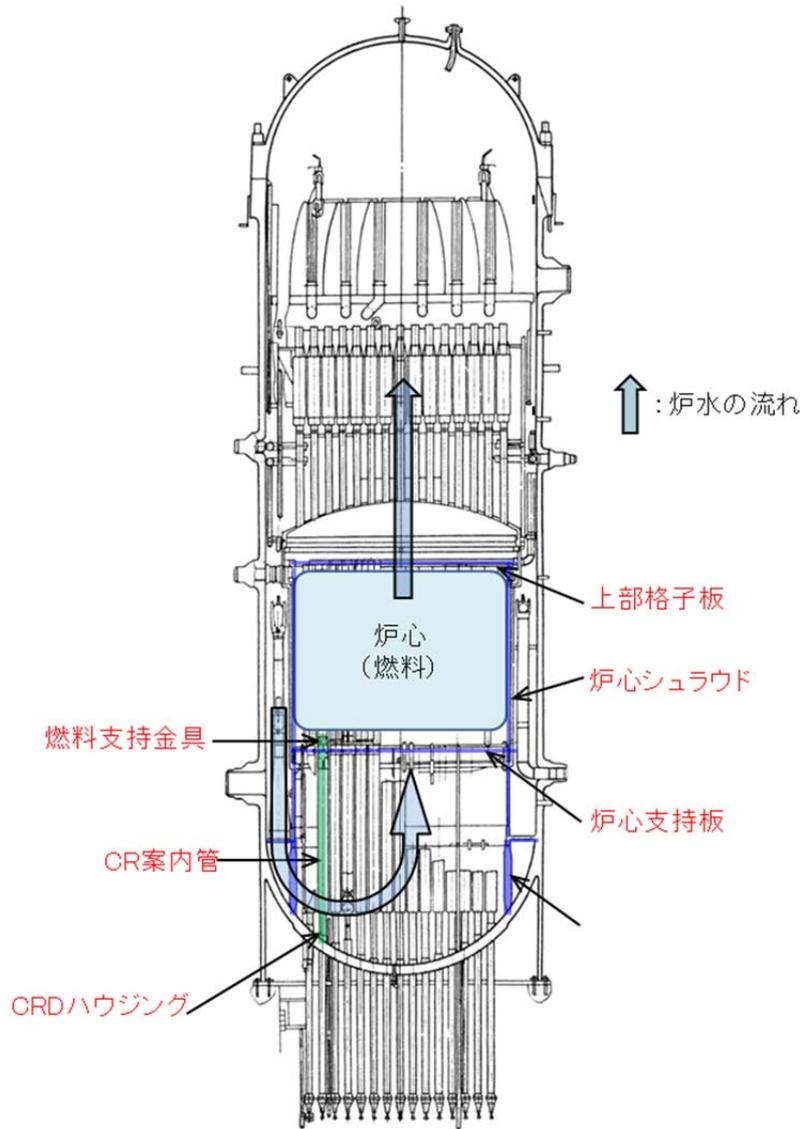
本ガイドラインでは、引用する学協会規格の改訂年度を記載していない。学協会規格は新知見反映等の理由で定期改訂されるため、利用者は最新版の適用可否を確認するとともに、原子力規制委員会による技術評価等の状況を総合的に勘案して、適切に判断する必要がある。

### (解説 1-3) 安全機能

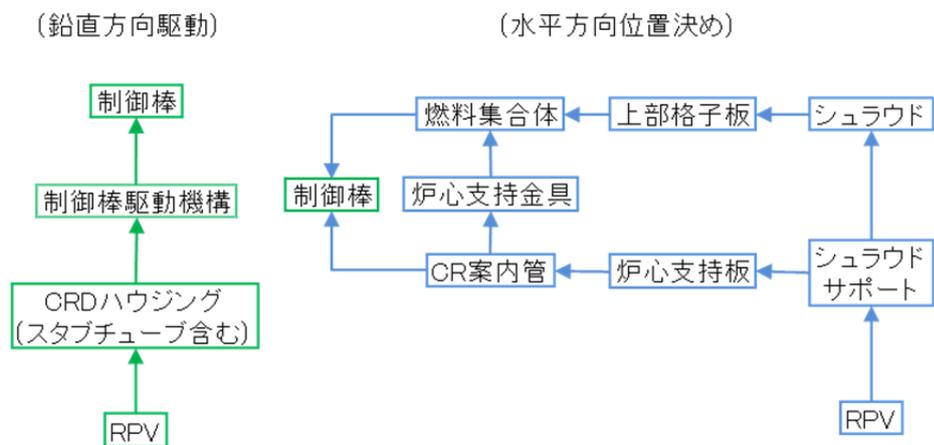
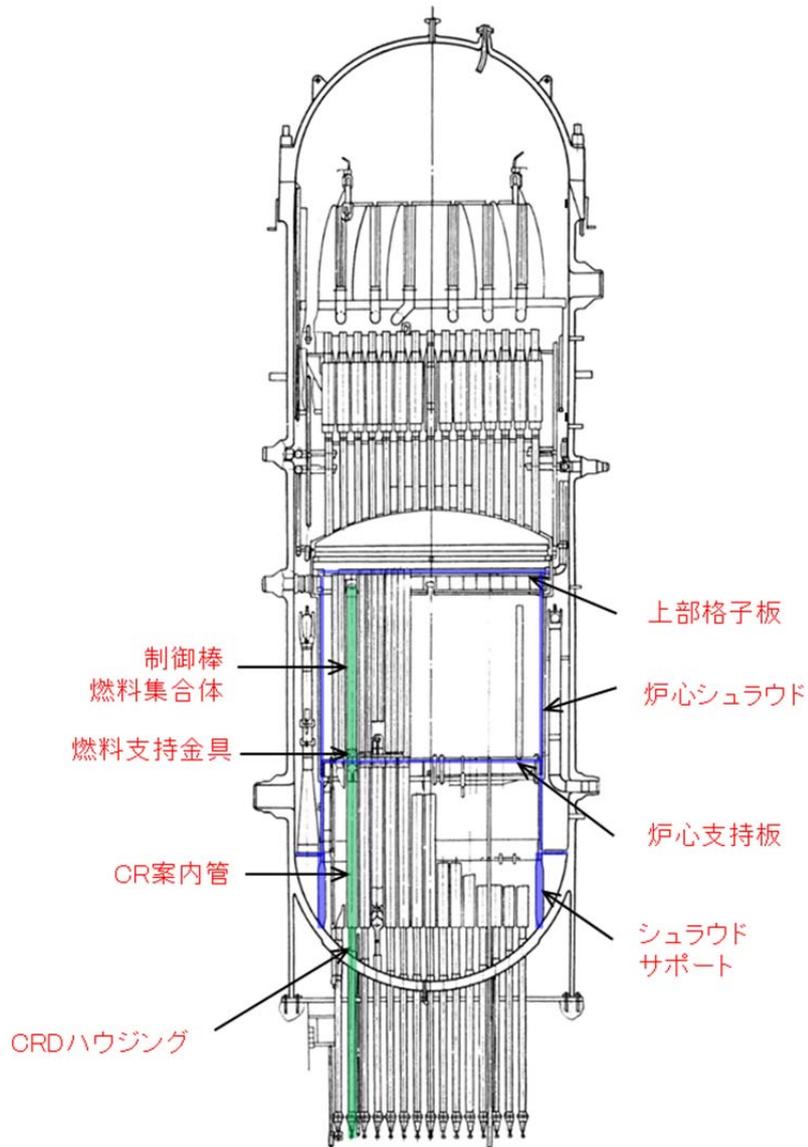
BWR の炉内構造物の安全上重要な機能(安全機能)とは、「①炉心支持と流路確保」、「②制御棒挿入性」、「③反応度制御」、「④非常用炉心冷却の確保」、「⑤炉心計測」、「⑥炉心冠水と長期冷却の維持」、「⑦バウンダリの確保」をいう。これら機能と関連する機器・部品を解説図 1-3-1 に示す。また、参考にこれら機能と各機器・部品の関連を示したイメージ図を解説図 1-3-2～1-3-8 に示す。



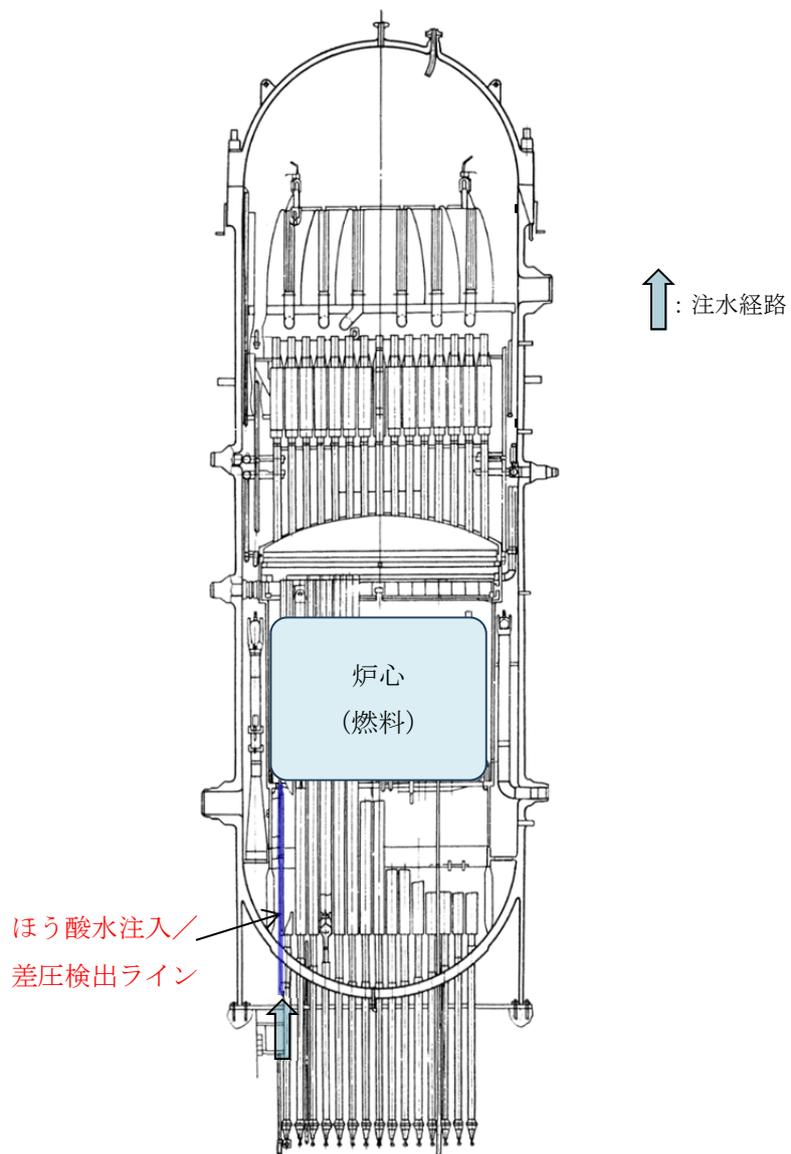
解説図 1-3-1 BWR 炉内構造物の安全機能と関連する機器・部品



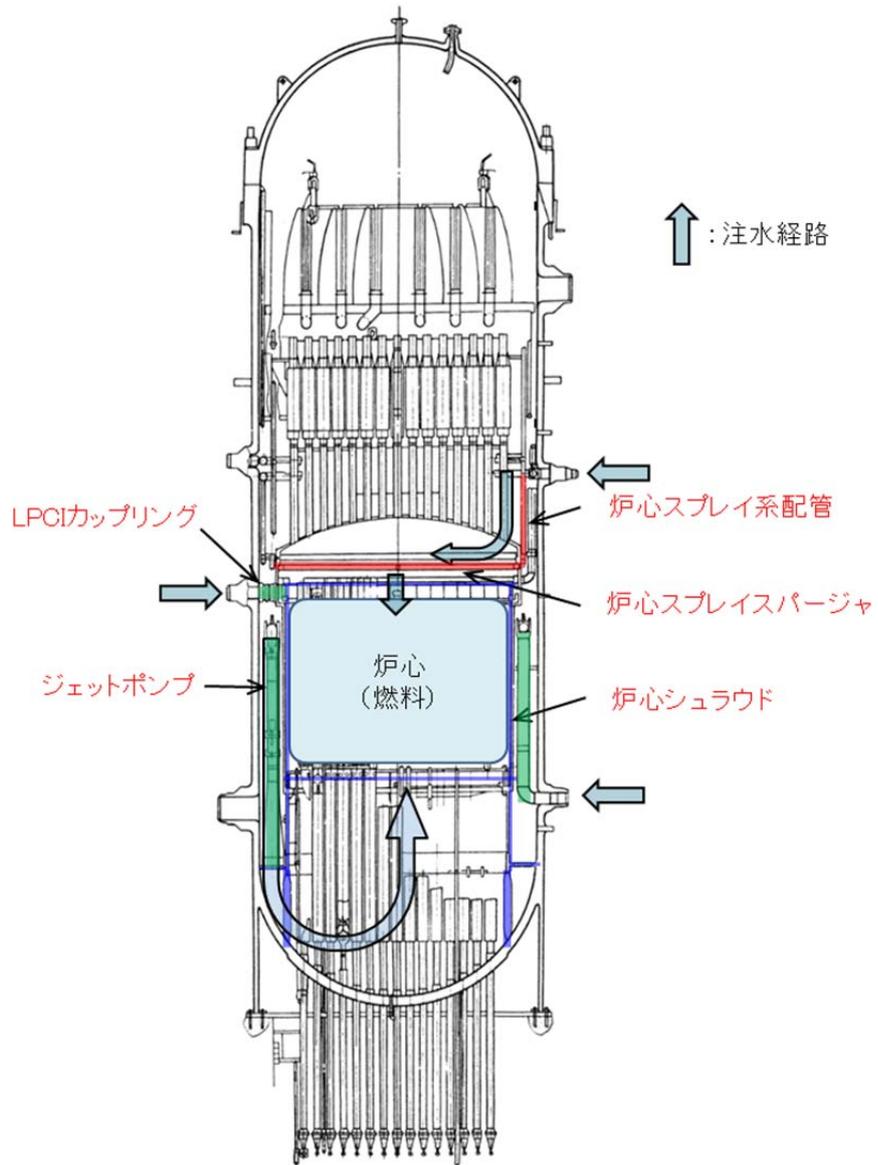
解説図 1-3-2 「炉心支持と流路確保」機能に関連する機器・部品



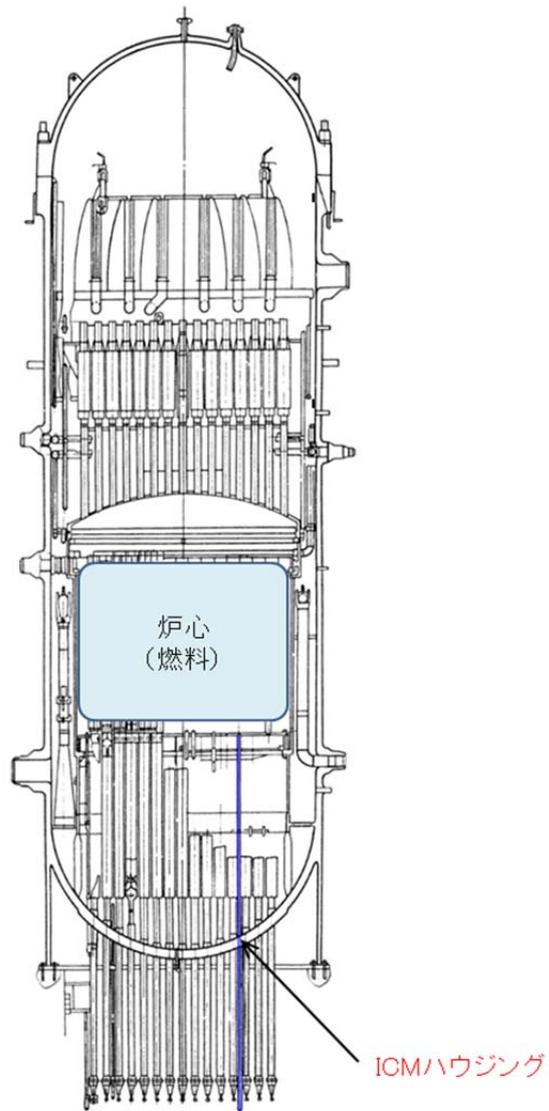
解説図 1-3-3 「制御棒挿入性」機能に関連する機器・部品



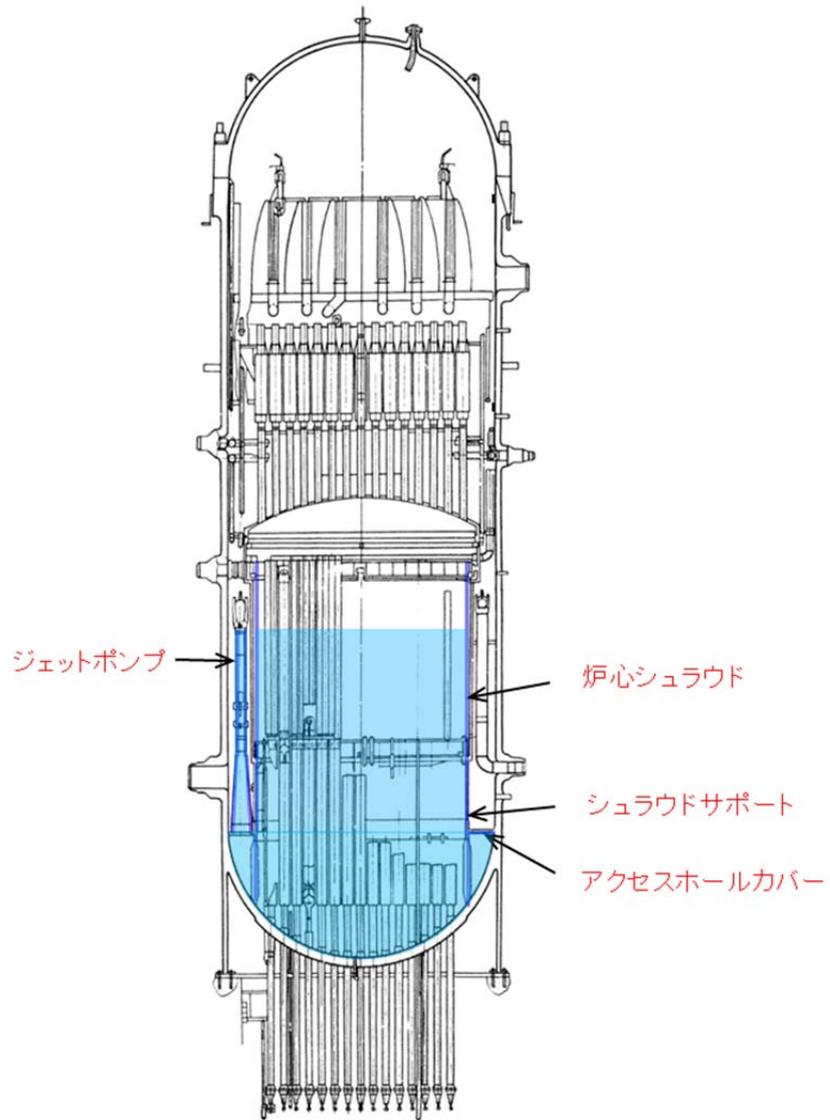
解説図 1-3-4 「反応度制御」機能に関連する機器・部品



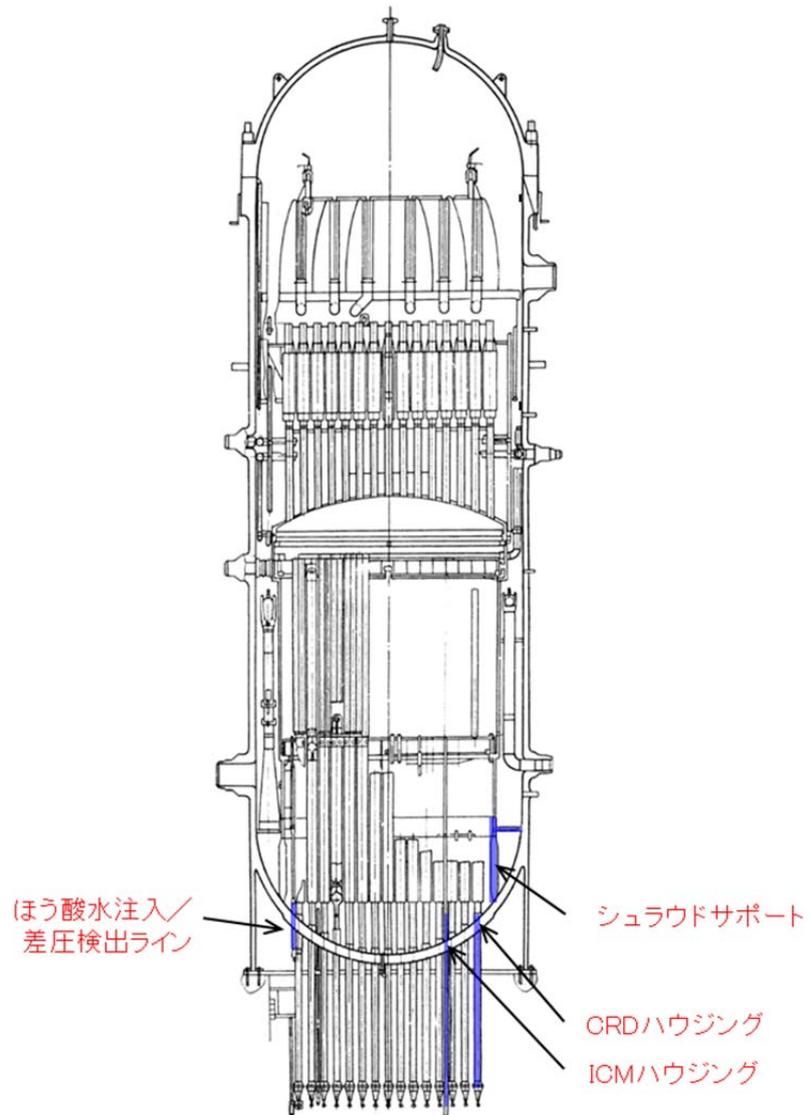
解説図 1-3-5 「非常用炉心冷却の確保」機能に関連する機器・部品



解説図 1-3-6 「炉心計測」機能に関連する機器・部品



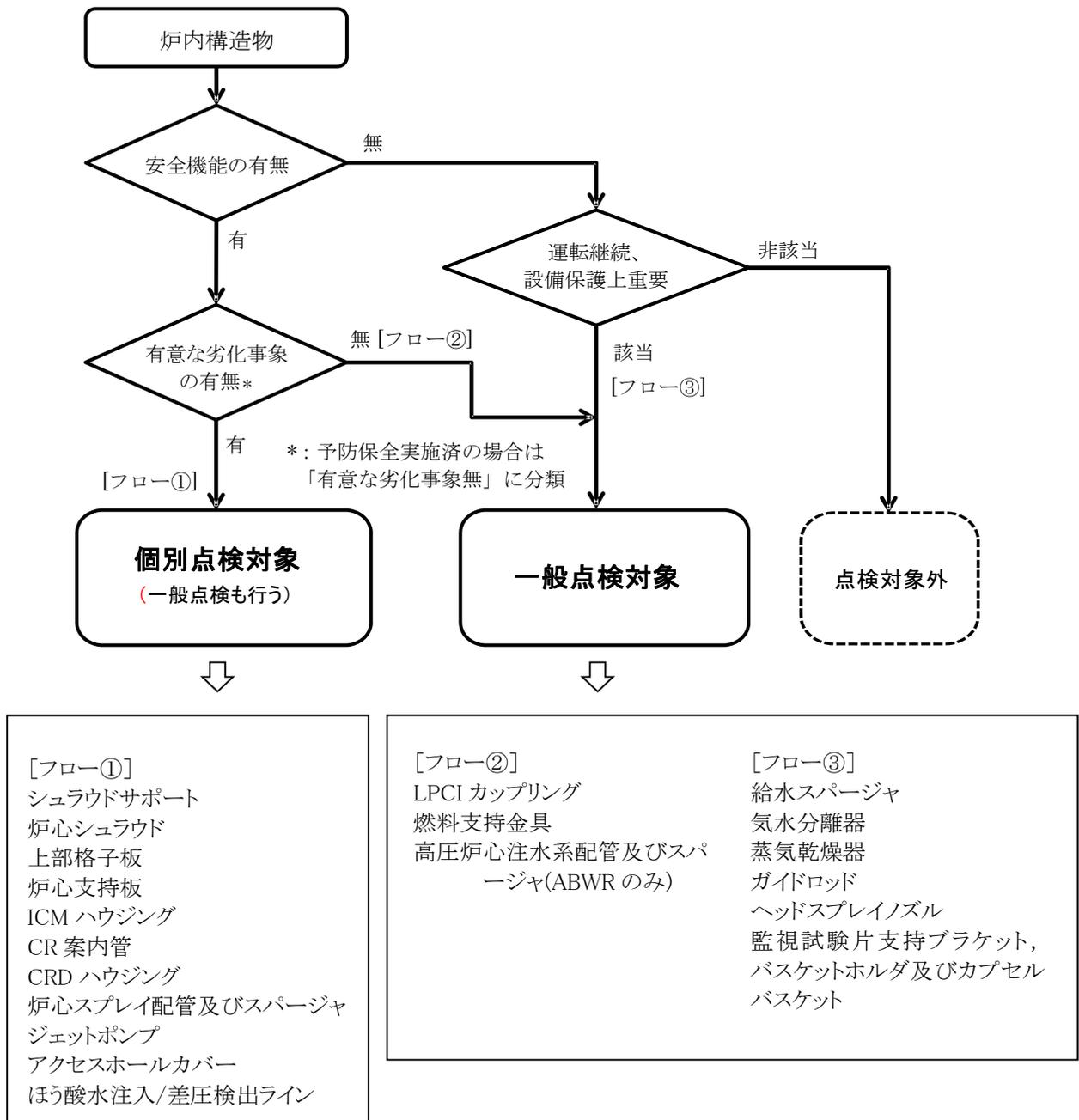
解説図 1-3-7 「炉心冠水と長期冷却の維持」機能に関連する機器・部品



解説図 1-3-8 「バウンダリの確保」機能に関連する機器・部品

(解説 2-1) 点検対象機器・部品

点検対象となる機器・部品は、本文図 1-1 のフローに基づき選定する。選定結果を解説図 2-1 に示す。なお、本図及び本文の表 2.1-1 に記載した機器・部品は、組立体単位で記載したものであり、内部構成品やボルト、ピン等も含む。



解説図 2-1 一般点検対象機器・部品の選定結果

## (解説 2-2) 点検対象とする機器・部品の代表範囲

一般点検は、安全機能を有し有意な経年劣化事象の無い機器・部品、並びに安全機能がなく発電所運転継続や設備保護上重要な機器・部品が対象であること、また、国内外の損傷事例や研究成果等、最たな知見を反映して都度適切な内容に見直されていくことから、合理的な点検プログラムとしている。点検範囲についても、炉内構造物全範囲ではなく、その代表範囲を対象とする。代表範囲としては、機器・部品が複数あるものは代表 1 個、対称性があるものは対称性の最小範囲（炉心の対称性より、例えば 90° 領域）を原則とする。

設定した代表範囲については、国内外の損傷事例、研究知見等から点検範囲を拡大すべきと判断された場合には、適宜点検範囲の見直しを検討する。

初回点検における代表範囲の選定方法は定めないが、2 回目以降の点検においては、特に事由がなければ前回と同じ代表範囲を選定する（定点サンプリング）。これにより、点検で異常が確認された際、過去の点検時の目視結果（画像、映像等）と比較することで、経時変化の程度、発生時期等の情報を得ることができる。

## (解説 2-3) 国内外の最新知見の反映

原子力発電所の安全性向上に資するための継続的改善活動として、国内外におけるプラントの点検実績、研究成果等、幅広い知見を基に、本ガイドラインの内容を適宜適切な内容に見直していく。本ガイドライン前版（第 2 版）発行以降に確認された新たな知見のうち、以下について反映を検討した。

### (1) 米国プラントにおける照射試験片カプセル破損事象

平成 27 年 4 月に米国 Sequoyah1 号機 (PWR) において、燃料交換停止中に照射試験片、カプセル等の破片が散乱している事象が確認された<sup>[2]</sup>。これは、前回の定期検査中に配置替えを行った照射試験片カプセルが適切に装荷されなかったため、運転中に剥離して散乱したと考えられており、決められた作業手順からの逸脱、適切に装荷が完了したことを確認する手順が不適切だったことが原因とされている。国内 BWR においては、カプセルバスケット及びバスケットホルダの取り出し・据付け作業時には専用工具を用いるとともに、据付け完了後に監視カメラを用いて適切に据付けが完了していることを確認している。このように国内では適切な装荷の施工管理を行っており、同様の事象が起こることは考えにくい。

BWR では、カプセルバスケット及びバスケットホルダは、RPV 側に取り付けられた監視試験片支持ブラケットに取り付けられる構造となっており、監視試験片支持ブラケットの RPV への取付け溶接部は、RPV の一部として目視点検が実施されているため、監視試験片支持ブラケットに加え、カプセルバスケット及びバスケットホルダについても異常の有無を確認することが可能である。

以上のことから、監視試験片支持ブラケット、カプセルバスケット及びバスケットホルダについては、本炉内点検・評価ガイドライン第 2 版の点検対象機器・部品には含まれていなかったが、本事象を踏まえ、第 3 版では点検対象機器として追加し、一般点検の考え方にあわせ検査対象範囲を代表一体の接近可能な全範囲とした。

### (解説 3-1) 点検方法

一般点検は、特定の経年変化事象を有する機器・部品に対する点検ではないため、変形、心合せ不良、傾き、隙間の異常、ボルト締め付け部の緩み、部品の破損、脱落及び表面における異常を発見することを目的とし、VT-3 で実施する。

### (解説 3-2) 点検開始時期及び点検周期

一般点検では、原則として、点検開始時期は運転開始から暦年で10年以内、2回目以降の点検は、点検を実施した定期検査が終了した時点から起算して暦年で10年以内実施する。

また、一般点検において実績もしくは新たな知見が得られた場合、その内容が以降の点検や後続のプラントの点検に反映することが妥当であると判断できる場合は、それらを反映した点検開始時期及び点検計画を策定できる。

例えば、シュラウドサポートについては、既に炉心シュラウド取替を実施した3プラント（全BWRプラント29基の10%強に相当）以上のプラントで、想定されていない経年変化事象の発生等の異常がないことが確認されているため、一般点検の基本的な考え方に従い、この運転保守経験を反映して、初回点検開始は健全性が確認された時点までの運転年数が長い以下の3プラント（2014年3月時点）の平均値である28年（暦年）までに実施することとする。

No.	プラント名	運転開始日	点検を実施した定期検査開始年	点検までの運転年数	備考
1	敦賀1号機	1970年3月14日	1999年	29年	
2	福島第一1号機	1971年3月26日	2000年	29年	
3	島根1号機	1974年3月29日	2000年	26年	

(注) 運転年数は満年齢で記載した。

## 炉内構造物点検評価ガイドライン整備の経緯と現状ならびにさらなる充実について

### 1. 炉内構造物点検評価ガイドライン整備の経緯

国内外の原子力発電所では累積運転時間の増加とともに炉内構造物の経年劣化事象による損傷事例等が散見されるようになり、平成 11 年 12 月、敦賀発電所 1 号機シュラウドサポートに応力腐食割れによる多数のひび割れが発見され、炉内構造物の検査が注目されることとなり、炉内構造物点検評価ガイドラインの整備の契機となった。また、遠隔装置の改良等が進んでいたものの、炉内構造物には接近しにくく点検や補修が困難な機器・部品があった。このような状況を踏まえ、経年劣化に関する運転保守経験や既往の研究成果等の知見に基づき、炉内構造物の安全機能を有する機器・部品で経年劣化事象が顕在化する可能性のある部位について、当該機器が担う安全機能を常に維持できるように点検方法、点検間隔、結果の評価等を定め、必要な頻度で詳細点検し、評価を行えるよう個別点検評価ガイドラインが整備されてきた。

炉内構造物点検評価ガイドラインの初版制定時（平成 12 年）は、国内プラントの最長運転年数が約 30 年であり、運転経験も短く、炉内構造物の点検実績は世界的に見ても非常に少なかった。その中で、限られた運転経験を基に経年劣化事象を特定し、決定論的評価手法を用いて整備された個別点検評価ガイドラインは、現場の点検・運転実績から炉内構造物の安全性を確保する上で、これまで有効に機能しており、結果として新潟中越沖地震等の大地震を経験したプラントでも安全機能の維持に貢献したと言える。さらに、運転経験が長くなるにつれ、炉内構造物の点検実績も増え、知見が蓄積されることで、点検評価プログラムが整備され、炉内構造物の信頼性も向上してきた。

一方、経年劣化事象を特定した個別点検評価ガイドラインを補足する観点から炉内構造物を構成する機器・部品の代表範囲に対して行うものとして、個別点検評価ガイドラインで対象としている経年劣化事象以外による損傷に対して一般点検評価ガイドラインが策定された。この点検ではまだ顕在化しておらず知見が得られていない経年劣化事象に対して、特に経年劣化の形態を考慮せずに実施する点検として平成 14 年に初版が発行された。

### 2. 一般点検評価ガイドラインの現状とその課題

一般点検評価ガイドラインは、初版制定当初、顕在化していない未知の劣化事象も想定し、劣化事象を特定しない検査方法により網羅的な対象範囲を点検することを基本とした。その後、10 年以上経過し、40 年以上の運転実績を持つプラントが多くなり、運転実績（炉・年）も格段に増えた現在までの点検実績を見ても、新たな経年劣化事象の発生、トラブル事例等、想定外の事象は生じていない。

その間運転実績が蓄積されるに伴い、(米国での導入を契機として) リスク概念の導入の必要性が認識されることとなったが、ガイドラインへの導入については今後の課題とされてきた。

平成 20 年頃になると、点検・評価活動の上位に位置する保守管理活動では、炉内構造物に限らず、機器・部品の保守管理活動において、RCM (Reliability Centered Maintenance : 信頼性重視保全) の考え方に基づく保全プログラムも導入され、継続的に Plan-Do-Check-Action (以下「PDCA」) を循環させるとともに、プラント長期保守管理の観点から経年劣化事象を整理した IAEA の

IGALL(International Generic Ageing Lessons Learned)等の国際的な情報整備も採り入れるなど保全の高度化が図られてきている。この保守管理活動は、事業者が行う自主的安全性向上活動であり、炉規制法においてはこれを保安活動の一部として位置付けており、その具体的内容は日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209)に記載されている。このように保全を取り巻く環境はガイドラインの初版制定時から大きく変化してきている。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国において、事故の教訓を適切に反映していくことが重要である。重大事故の防止・抑制は炉外の安全設備や事故対応の充実により達成されるものであり炉内構造物の機能上、事故の教訓からただちに本ガイドラインに反映すべき事項はないと考えられる。しかしながら、安全に対する見方・考え方については、従前よりさらに広い視野でプロアクティブに見ていく必要があり、本ガイドラインにおいても、国内外の点検実績や知見等のリスク情報を活用した包括的安全性向上活動のなかで、継続的に改善していくことの必要性も認識されてきている。

### 3. 改訂3版での見直しの要旨

現状の保全活動を踏まえ、炉内構造物点検評価ガイドラインについても、保守管理規程(JEAC4209)に則った活動として位置付けた。また、保全重要度については、炉内構造物は、炉心に極めて近い構造物でその健全性が安全確保上不可欠と考え、炉内構造物点検評価ガイドラインでは最重要機器の位置づけで策定することとした。

その上で、安全機能を有する機器・部品を対象とする個別点検評価ガイドラインは、特定の経年劣化事象に対する評価としての決定論的考え方が有効に機能していることから、引き続きこれを堅持することとし、国内外の知見を踏まえ、より一層の高度化を目指していくこととした。一方、一般点検評価ガイドラインは、安全機能を有する機器・部品、並びに運転継続や設備保護上重要な機器・部品を対象とし、これまでの運転実績を反映して技術的根拠の明確化を図った。また、このガイドラインは事業者の自主的安全性向上活動であることも明記することとした。

以下、本炉内構造物点検評価ガイドラインの保全活動との関係及び個別点検評価ガイドラインと一般点検評価ガイドラインとの関係についてより詳細に述べる。

#### 3.1 炉内構造物点検評価ガイドラインによる保全活動と保守管理との関係

運転プラントに対する事業者の活動はすべて事業者の品質マネジメントシステム(QMS)のもとで行われる(参考図 1-1-1)。「保守管理」業務もQMSのもとに事業者が行う発電所の保安活動の一環として位置づけられている。保守管理は具体的には保守管理規定(JEAC 4209)に沿って行われることになるが、炉内構造物点検評価ガイドラインはこの保守管理の実施フローのうち保全のPDCAの中の「保全計画の策定(点検計画の策定)」、「保全の実施(点検)」及び「点検の結果の評価・確認」の具体的な実施プロセスのための指針として活用される実用書として整備することとした。

炉内構造物点検評価ガイドラインを活用して行われる点検等の結果は、事業者の保全活動の中で保全活動管理指標に基づいて保全の有効性が評価されることになる。

### 3.2 個別点検と一般点検

炉内構造物点検評価ガイドラインは、基本的に安全機能を有する機器・部品を対象とする。

個別点検は、このうち既知の経年劣化事象の発生の可能性がある部位に対して既往の国内外の運転実績からの損傷事例、研究開発での知見等に基づいて行うものであり、個別点検ガイドラインにはその経年劣化事象に関してその部位の材料、使用環境等、並びに機器・部品の機能喪失の形態を考慮して、点検の範囲、方法、頻度について評価する。評価の結果、必要に応じて結果を踏まえたところべき是正措置(点検頻度等の見直し、劣化事象の緩和処置等)を行う。

一方、一般点検は、安全機能を有する機器・部品であって個別点検で想定している劣化事象以外の要因による部位の損傷を対象とし、さらに、安全機能がなくても運転継続や設備保護上重要な機器・部品についても対象とする(参考図 1-1-2)。すなわち、一般点検は、安全機能の喪失防止のみならず運転継続・設備保護上の観点から着目すべきさらなる経年劣化事象やその兆候を検出する観点での点検と位置付ける。

このように、一般点検は、既知の経年劣化事象以外の要因による損傷は要因の特定が困難であること、これまでに顕在化していないことを踏まえ、代表性等を考慮して点検範囲を定め、供用期間中検査の検査間隔に合わせて安全機能への障害の有無が確認できるよう可能な範囲での目視検査を基本とした点検を実施する。点検の結果、対象となる機器・部品の安全機能への障害あるいは安全機能の低下となる兆候が認められると評価された場合は、その状態に応じて一般点検の強化(点検範囲の拡大、点検間隔の短縮、点検方法詳細化等)あるいは、得られた知見から事象に対応した個別点検の追加を検討する。一方、点検の結果、異常が認められない(ことが継続する)場合は、点検範囲の縮小あるいは点検間隔の延長等、見直しを行う。(参考図 1-1-3)。

## 4. 炉内構造物点検評価ガイドラインのさらなる充実

### (リスク情報の活用)

運転年数が延びるにつれ、炉内構造物の点検実績・データが蓄積され、事業者はこのデータを有効活用した検討が可能となってきた。また、今後は、炉内構造物に関する国内外の規格基準や良好事例、運転経験、決定論/確率論的検討等<sup>注)</sup>の情報を幅広く活用し、点検範囲及び頻度の再設定(高度化)を検討していくことも必要である。このため、本ガイドラインはこれらの活動についてサポートしていく。

このように、リスク情報の活用を検討することで、包括的・継続的な安全性向上につながる活動を継続していく。(解説図 1-1-4)

注) Risk Informed Decision Making (RIDM) process の Key element を示す。(IAEA INSAG-25 等参照)

### (システムとしての保全活動との関連)

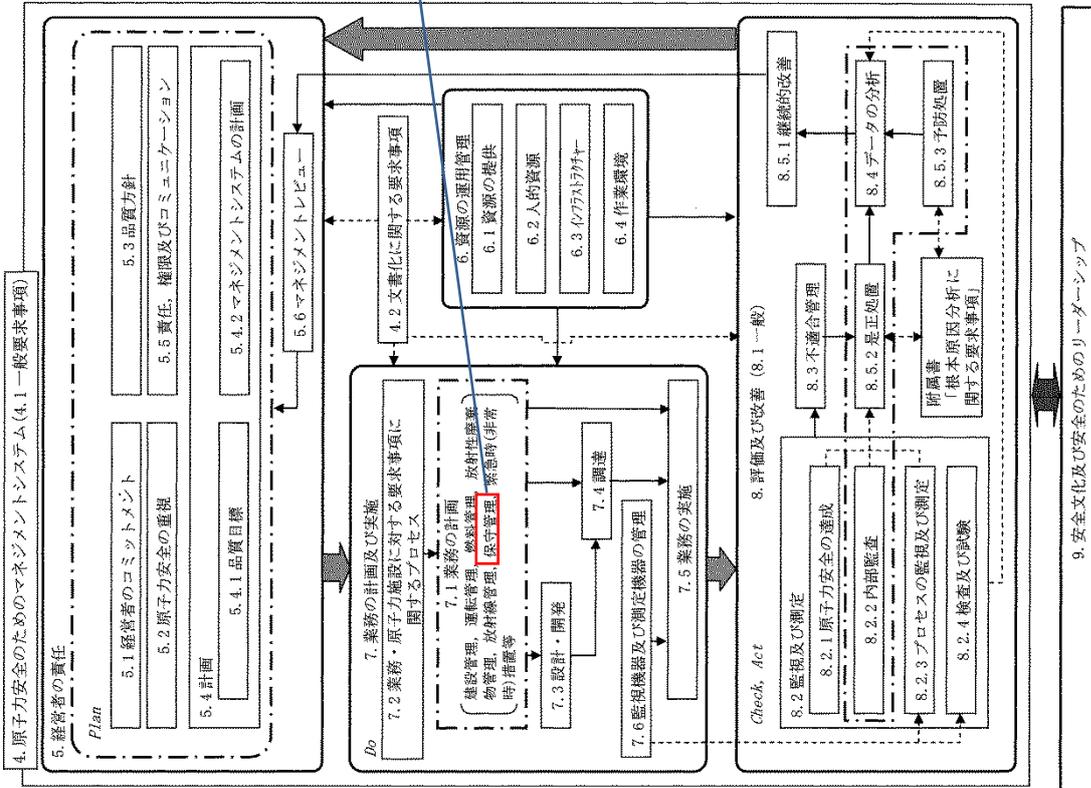
現在まで運転経験を重ねてきた結果、新たな損傷事例は減少してきているものの、従来の損傷事例の分析の反映だけでは発電所のさらなる安全性向上の観点では必ずしも十分とはいえない。原子力発電所は人間、技術、組織の要素の相互作用をもつ複雑なシステムであり、その安全性を確保するためには、従前より広い範囲で国内外の点検実績・知見の分析において、表面的な現象をとらえる受動的な安全性向上活動だけでなく、その背景にある安全に影響する人間、技術及び組織の各要素

に対する頑健性及び脆弱性を認識し、事前対策的（プロアクティブ）で継続的な安全性向上の活動を指向しなければならない。機器の保守管理に関してもこの考え方を踏まえて保全活動を継続的に改善していくことが必要である。さらに、人間系による強靱なシステムとしての機能を発揮していくため、個々単位での PDCA についても反映していく必要があり、その仕組みも重要である。

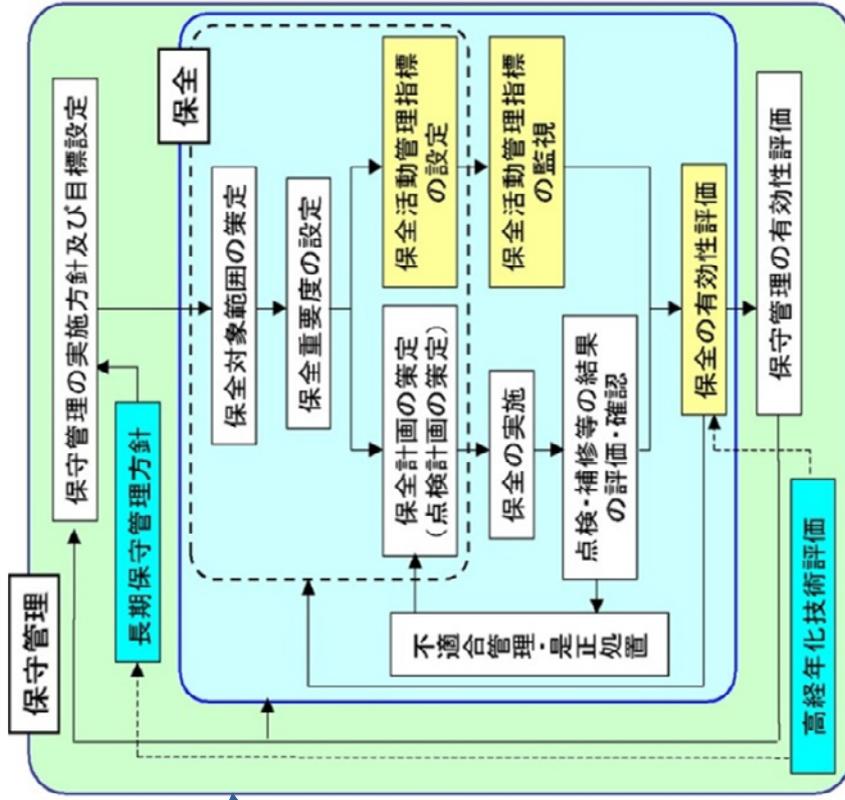
炉内構造物点検評価ガイドラインは直接的に上位概念の保全活動のマネジメントに関する指針を提供するものではないが、これらの活動に整合したより実効性のある点検評価が行えるよう充実をはかっていく必要がある。

事業者においては、この炉内構造物点検評価ガイドラインを活用するにあたって、ここで示された具体的な点検・評価を進めるだけでなく、このガイドラインのプロセスを活用してより安全性を向上させるような日常の保全活動に対する改善を行う仕組みの構築が重要である。

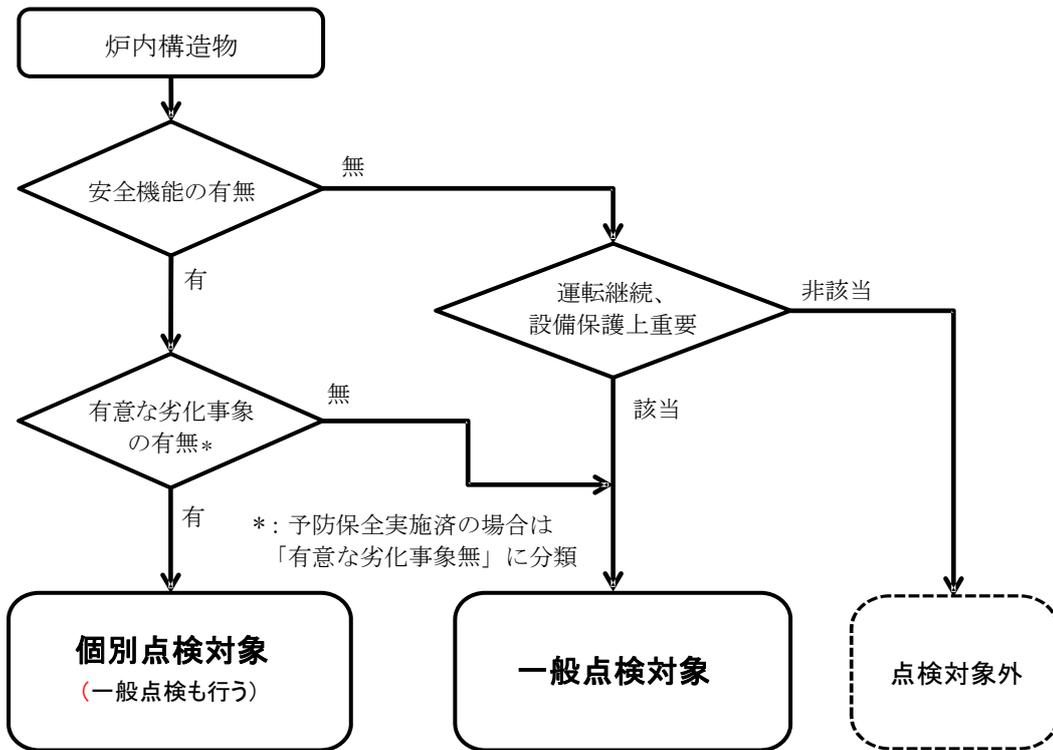
原子力安全のためのマネジメントシステム規定 (JEAC 4111)



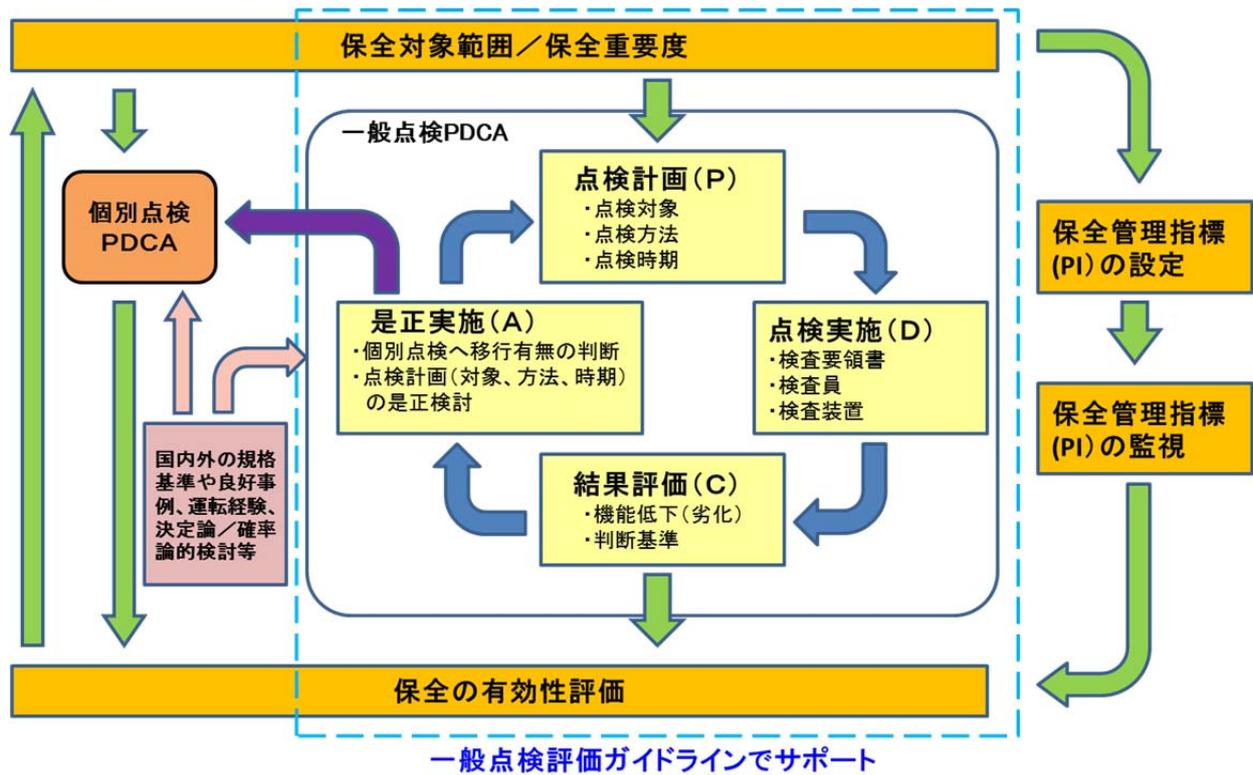
保守管理規程 (JEAC 4209)



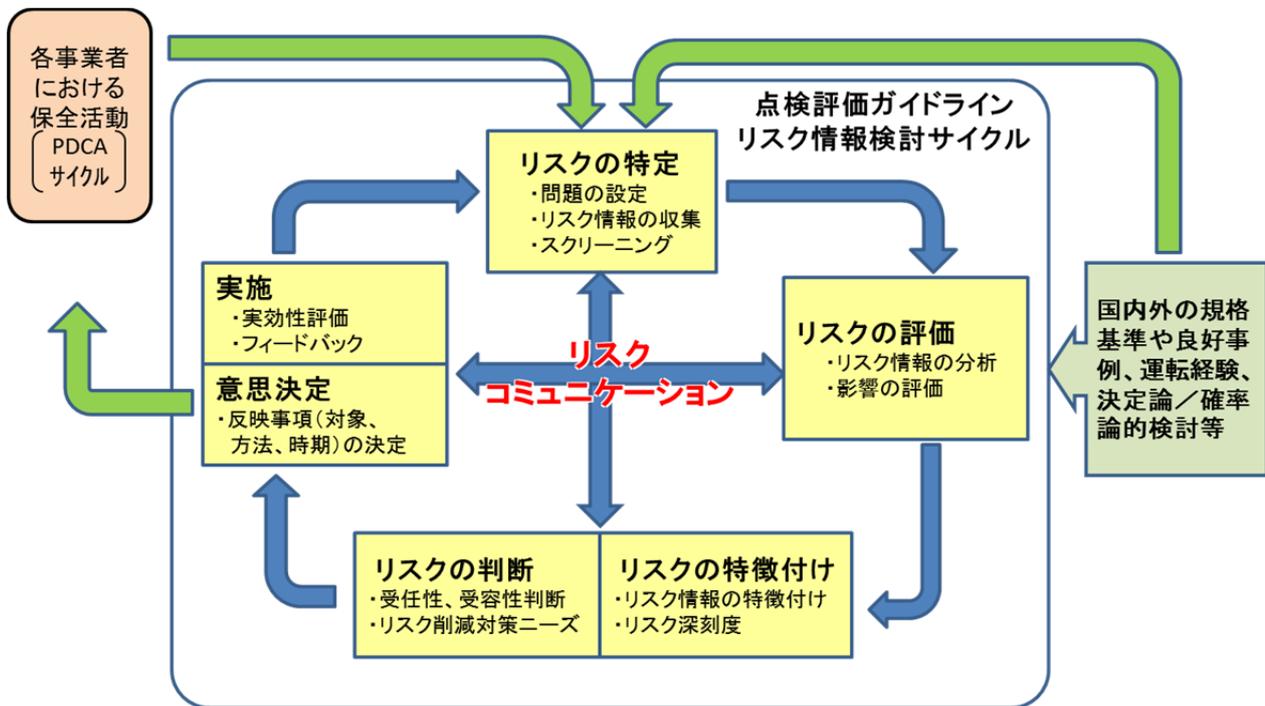
参考図 1-1-1 品質管理と保守管理の関係



参考図 1-1-2 一般点検・個別点検対象機器・部品の選定フロー



参考図 1-1-3 保守管理における一般点検評価ガイドラインがサポートする範囲



参考図 1-1-4 ガイドラインに関連する保全活動におけるリスク情報の活用

## 改訂経緯

平成 14 年 3 月 初版発行

平成 27 年 3 月 第 2 版発行

初版で記載の無かった ABWR の「高圧炉心注水系配管及びスパージャ」を、同様の機能の BWR の「炉心スプレイ配管及びスパージャ」に加えて新たに記載した。

解説 1-2 にガイドライン適用にあたっての留意事項を記載した。

平成 29 年 3 月 第 3 版発行

改訂内容は以下のとおり。

- 第 1 章，解説 1-1 において，一般点検と個別点検の位置づけを安全機能，経年劣化事象の有無等の観点から明確に定義するとともに，対象部品の選定方法をフローとして示した。また，国内外の最新知見をガイドラインに反映する考え方を追加した。解説 1-3 において，炉内構造物の安全機能と各機能に関連する部品を図表で整理した。
- 第 1 章の選定フローに基づき，第 2 章，解説 2-1 において点検対象機器・部品を見直した。
- 解説 2-2 において，点検対象範囲の代表性，定点サンプリングに関する考え方を追加した。
- 解説 2-3 において，国内外の最新知見 2 件の紹介，及びガイドラインへの反映の考え方を追加した。
- 参考資料 1 において，ガイドライン整備の経緯，現状，課題，保守管理との関係等を整理した。
- その他全体をとおして文章・図の適正化を図った。

## BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン[一般点検]の概要

### 1. 基本的な考え方

(1)本ガイドラインは、沸騰水型原子炉(BWR: Boiling Water Reactor)の炉内構造物における一般点検の点検範囲、点検周期、点検方法等について規定したものである。

(2)一般点検および個別点検の定義は以下の通り(図1)。

- 一般点検: 安全機能を有する機器・部品であって、個別点検で想定している劣化事象以外の要因による損傷やその兆候を検出するため、合理的な点検・評価を行う。安全機能を有しない機器・部品であっても、発電所運転継続や設備保護上重要なものは、一般点検と同等に扱う。
- 個別点検: 安全機能を有する機器・部品において、運転期間中損傷発生の可能性のある有意な経年劣化事象を検出し、構造健全性を維持するために、点検・評価(必要に応じて是正措置)を行う。

### 2. 点検対象

#### (1)対象機器・部品

安全機能を有する機器・部品、並びに発電所運転継続や設備保護上重要な機器・部品を対象とする。具体的な点検対象機器・部品を図2に示す。

#### (2)対象範囲

対象範囲は対象機器・部品の代表となる範囲とし、形状・寸法及び使用条件が類似の機器・部品が複数ある場合、もしくは対称性がある場合には、代表となる接近可能な範囲を対象範囲とする。なお、対象範囲は運転期間中に変更せず、定点サンプリングとする。機器・部品毎の対象範囲の例を図3に示す。

### 3. 点検方法及び周期

#### (1)点検方法

点検は目視試験(VT-3)で実施する。

#### (2)点検開始時期

一般点検は、原則として運転開始後暦年で10年以内の定検期間等にあわせて実施する。

#### (3)点検周期

初回点検後の点検周期は、原則として暦年で10年以内とする。

### 4. 評価

点検の結果は、下記により評価を行うこと。

- (1)点検対象機器・部品に異常が発見されない場合、継続使用することができる。
- (2)点検対象機器・部品に異常が発見された場合、異常の状況を詳細調査及び影響評価を行い、異常がその機器・部品に対して機能上の影響を与える可能性がないと判断された場合には、継続使用をすることができる。異常がその機器・部品に対して機能上の影響を与える可能性があるとして判断された場合には、該当機器・部品に対して補修・取替えを実施する。
- (3)詳細調査及び影響評価で得られた新たな知見は、必要に応じて、既存ガイドラインの改訂又は新たなガイドラインの開発を行う。

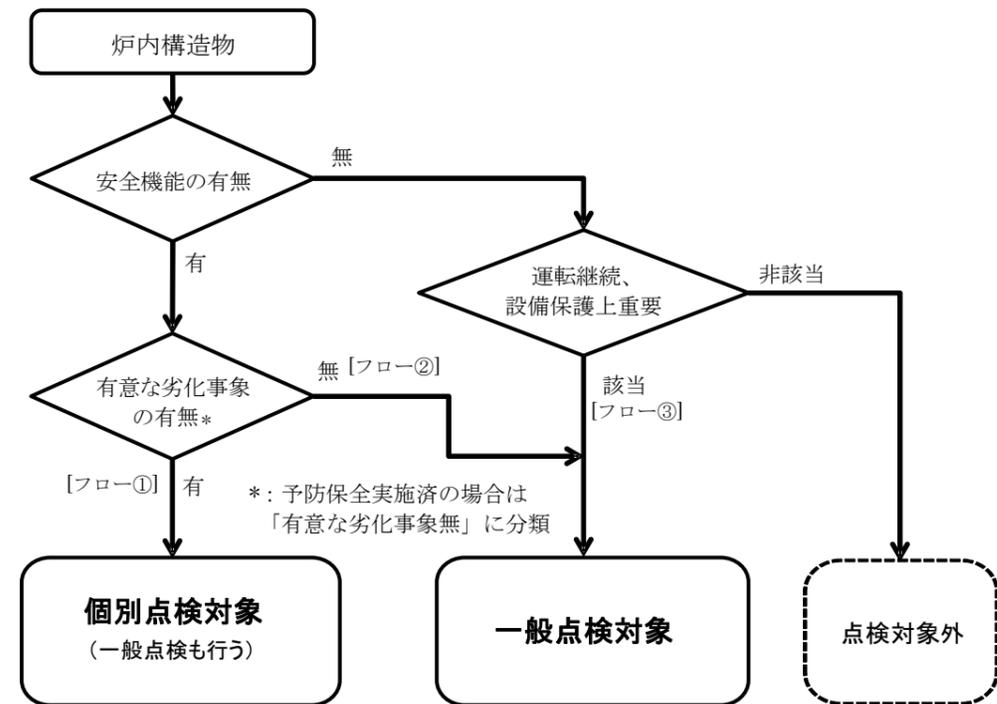


図1 一般点検対象機器・部品の選定フロー

<p>[フロー①]                  シュラウドサポート                  炉心シュラウド                  上部格子板                  炉心支持板                  ICMハウジング                  CR案内管                  CRDハウジング                  炉心スプレイ配管及びスパージャ                  ジェットポンプ                  アクセスホールカバー                  ほう酸水注入/差圧検出ライン</p>	<p>[フロー②]                  LPCIカップリング                  燃料支持金具                  高圧炉心注水系配管及びスパージャ                  (ABWRのみ)</p>	<p>[フロー③]                  給水スパージャ                  気水分離器                  蒸気乾燥器                  ガイドロッド                  ヘッドスプレインズル                  監視試験片支持ブラケット、バスケットホルダ及びカプセルバスケット</p>
--	---	--

図2 一般点検および個別点検対象機器・部品(フロー①~③は図1に対応)

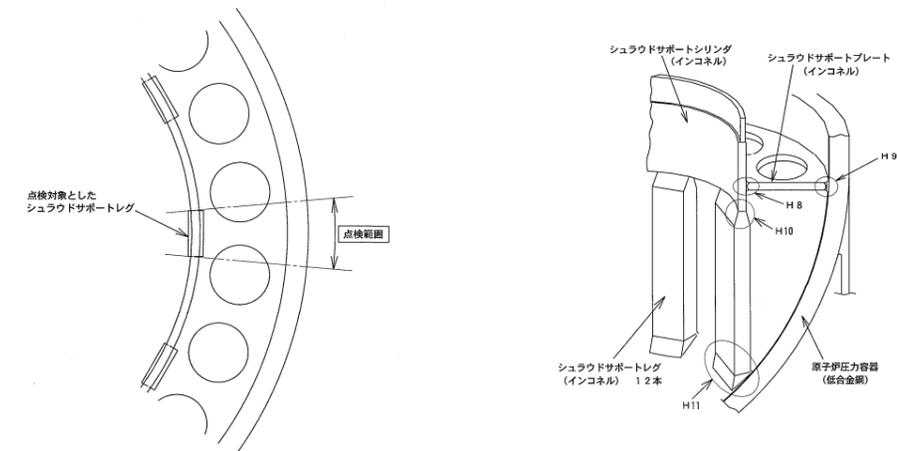


図3 点検対象範囲の例(シュラウドサポート)

引用文献

- [1] NRC Event Notification Report for May 4, 2016, Event Number 51902, "Anomalies Identified During Visual Inspection of Reactor Vessel Internals"
- [2] 原子力規制委員会，第 18 回技術情報検討会資料，米国情報 IN2016-02 「原子力圧力容器監視カプセルの不適切な据付け」について，平成 28 年 3 月 4 日，原子力規制企画課

---

BWR 炉内構造物点検評価ガイドライン  
[一般点検]  
(第3版)

編集者 一般社団法人 原子力安全推進協会

炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会

発行者 一般社団法人 原子力安全推進協会

〒108-0014 東京都港区芝 5-36-7 三田ベルジュビル 13～15 階

TEL 03-5418-9312 FAX 03-5440-3606

---

©原子力安全推進協会，2017

本書に掲載されたすべての記事内容は、原子力安全推進協会の許可なく、  
転載・複写することはできません。